

最近の初等中等教育の動向

文部科学省 初等中等教育局長

伯井 美德

令和4年5月27日（金）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

「最近の初等中等教育の動向」

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策について…………… 1
2. 新学習指導要領について…………… 1 1
3. 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申）について…………… 1 4
4. 幼児教育と小学校教育の架け橋について…………… 1 7
5. G I G Aスクール構想の推進について…………… 2 0
6. 小学校における3 5人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について… 3 9
7. 教師の資質能力の向上等について…………… 4 6
8. 学校における働き方改革について…………… 7 0
9. いじめ・不登校支援・児童虐待対応等について…………… 7 7

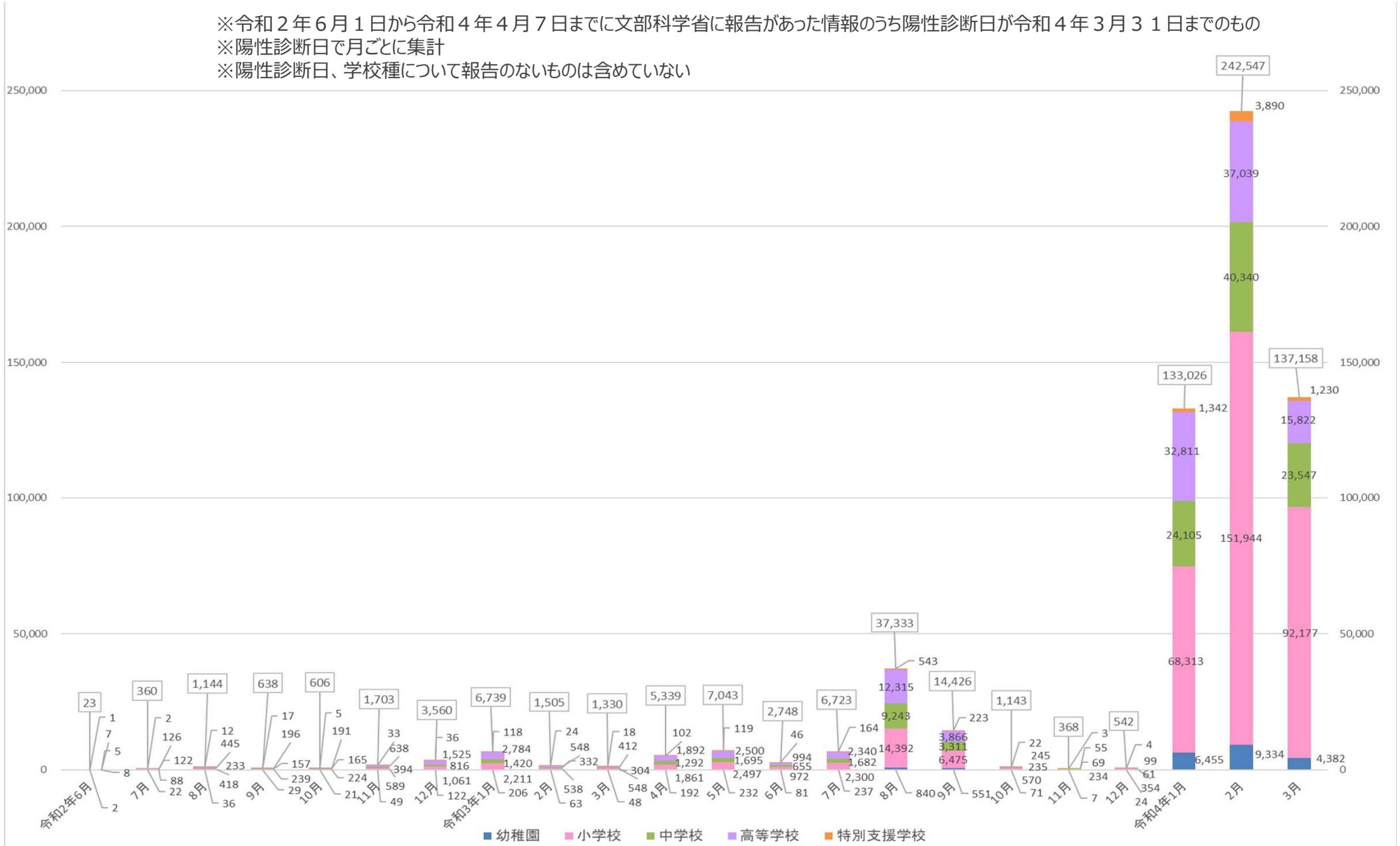
1

学校における新型コロナウイルス感染症 対策について

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

1. 児童生徒等感染者の推移

※令和2年6月1日から令和4年4月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年3月31日までのもの
 ※陽性診断日で月ごとに集計
 ※陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない

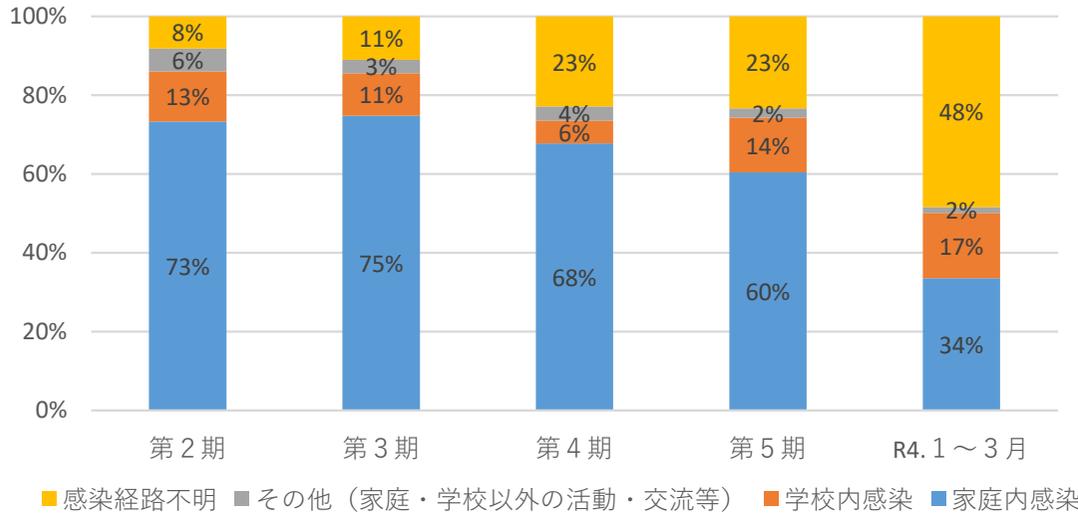


学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

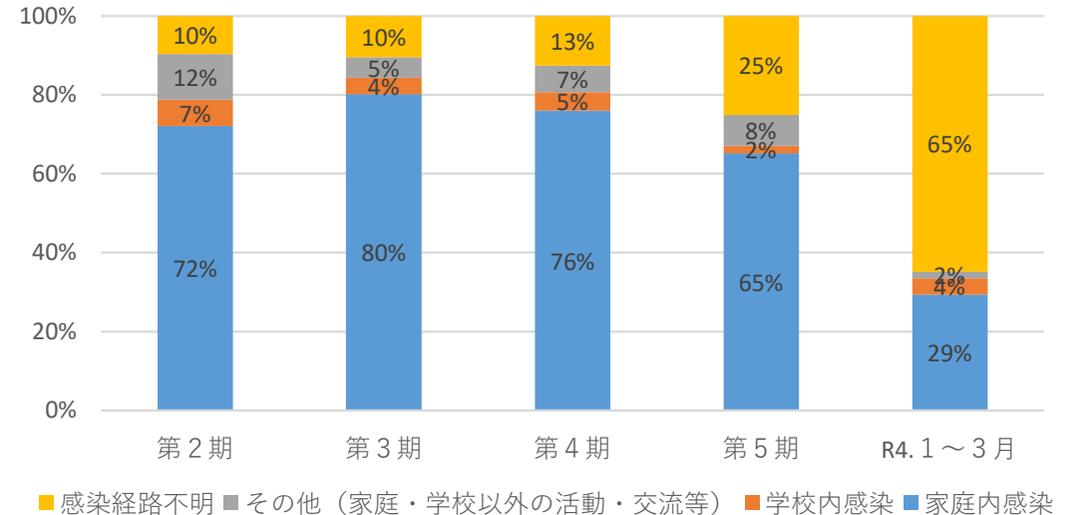
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

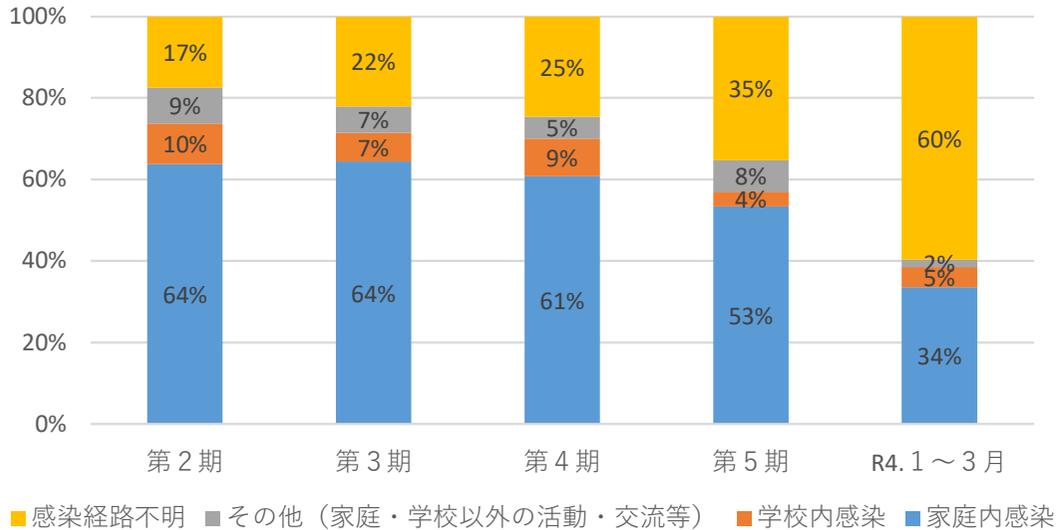
幼稚園の園児



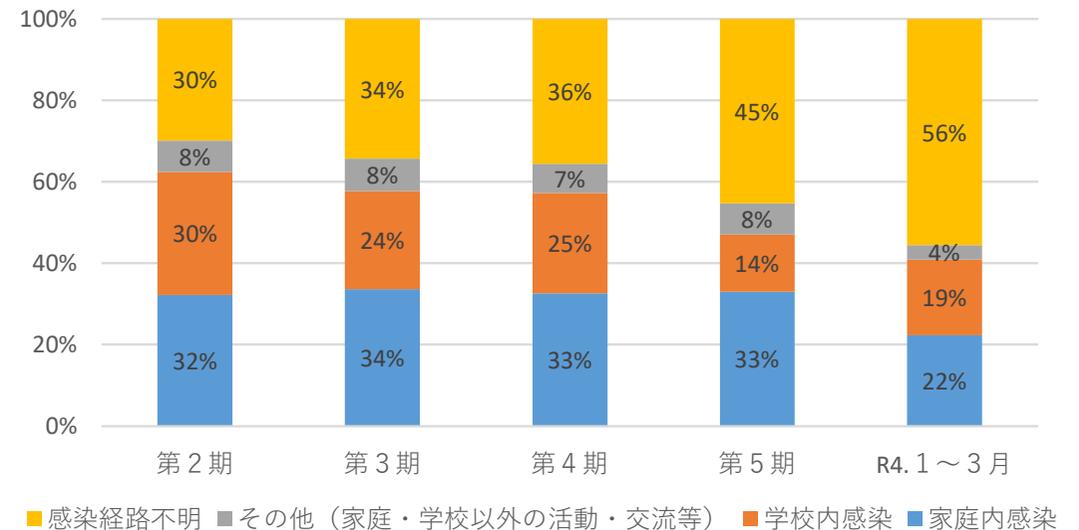
小学校の児童



中学校の生徒



高等学校の生徒



第2期 2020/6/1~2020/9/27 第3期 2020/9/28~2021/3/7 第4期 2021/3/8~2021/7/4 第5期 2021/7/5~2021/12/31

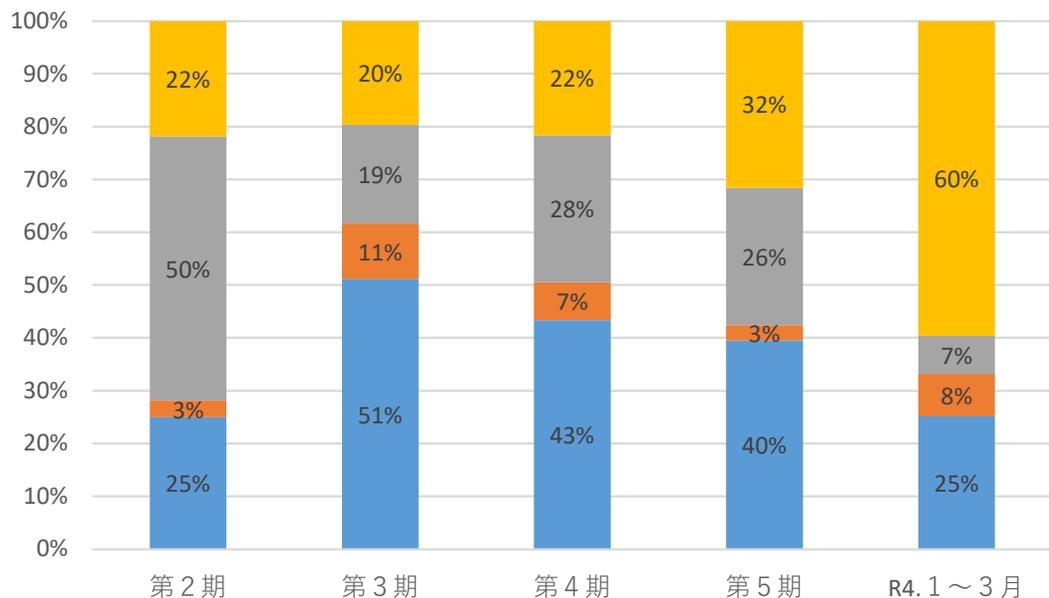
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

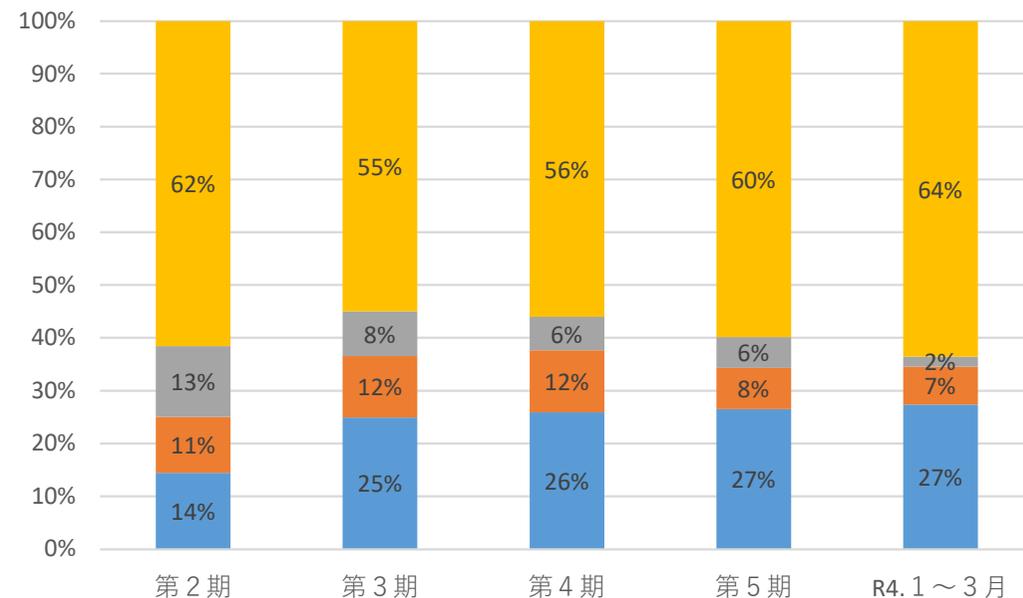
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

特別支援学校の児童生徒等



教職員



■ 感染経路不明 ■ その他 (家庭・学校以外の活動・交流等) ■ 学校内感染 ■ 家庭内感染

第2期 2020/6/1~2020/9/27 **第3期** 2020/9/28~2021/3/7 **第4期** 2021/3/8~2021/7/4 **第5期** 2021/7/5~2021/12/31

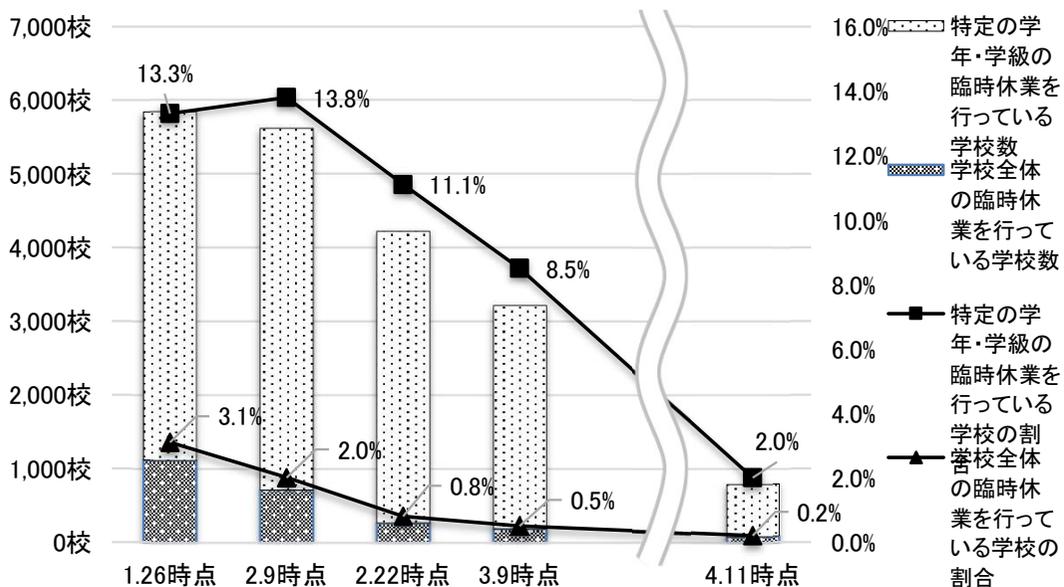
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

臨時休業状況調査 都道府県別の状況 (令和4年4月1 1日時点・公立学校)

「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」及び「学校全体の臨時休業を行っている学校」とともに、**前回調査 (3/9) 時点と比較して減少傾向**。一方、**一部の県においては、「特定の学年・学級の臨時休業」が増加**。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	12校 0.4% (-1.6%pt)	443校 (2.4%) (-10.0%pt)	126校 (1.4%) (-4.0%pt)	92校 (2.6%) (+0.5%pt)	35校 (3.2%) (-3.6%pt)	708校 (2.0%) (-6.5%pt)
学校全体の臨時休業を行っている学校	9校 (0.3%) (-1.2%pt)	38校 (0.2%) (-0.3%pt)	21校 (0.2%) (+0.0%pt)	10校 (0.3%) (-0.6%pt)	4校 (0.4%) (-0.1%pt)	82校 (0.2%) (-0.3%pt)

	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	39校 2.1%	↑9校 0.5%	滋賀県	2校 0.4%	0校 0.0%
青森県	13校 2.7%	0校 0.0%	京都府	0校 0.0%	1校 0.2%
岩手県	18校 3.3%	↑5校 0.9%	大阪府	1校 0.1%	5校 0.3%
宮城県	4校 0.6%	1校 0.1%	兵庫県	4校 0.3%	0校 0.0%
秋田県	8校 2.3%	3校 0.9%	奈良県	8校 1.9%	0校 0.0%
山形県	10校 2.6%	↑5校 1.3%	和歌山県	3校 0.7%	0校 0.0%
福島県	19校 2.4%	1校 0.1%	鳥取県	5校 2.5%	2校 1.0%
茨城県	31校 3.6%	6校 0.7%	島根県	5校 1.3%	7校 1.8%
栃木県	11校 1.9%	0校 0.0%	岡山県	18校 2.3%	3校 0.4%
群馬県	0校 0.0%	0校 0.0%	広島県	↑72校 8.7%	↑10校 1.2%
埼玉県	13校 0.9%	1校 0.1%	山口県	6校 1.2%	0校 0.0%
千葉県	18校 1.3%	1校 0.1%	徳島県	1校 0.3%	0校 0.0%
東京都	23校 1.0%	↑1校 0.04%	香川県	↑38校 11.7%	4校 1.2%
神奈川県	7校 0.5%	0校 0.0%	愛媛県	2校 0.4%	0校 0.0%
新潟県	↑69校 8.5%	↑7校 0.9%	高知県	0校 0.0%	0校 0.0%
富山県	1校 0.3%	0校 0.0%	福岡県	30校 2.4%	0校 0.0%
石川県	1校 0.3%	1校 0.3%	佐賀県	6校 2.0%	0校 0.0%
福井県	6校 1.8%	0校 0.0%	長崎県	8校 1.4%	0校 0.0%
山梨県	3校 1.0%	0校 0.0%	熊本県	1校 0.2%	1校 0.2%
長野県	↑127校 19.7%	4校 0.6%	大分県	3校 0.6%	0校 0.0%
岐阜県	9校 1.3%	0校 0.0%	宮崎県	2校 0.5%	↑1校 0.2%
静岡県	6校 0.6%	↑1校 0.1%	鹿児島県	8校 1.0%	0校 0.0%
愛知県	11校 0.7%	0校 0.0%	沖縄県	29校 4.8%	1校 0.2%
三重県	9校 1.3%	1校 0.1%	計	708校 2.0%	82校 0.2%



※1 「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。
 ※2 学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。
 ※3 域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。
 ※4 %は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。
 ※5 ↑は3月9日時点の数値より増加した場合に付している。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.8 (令和4年4月1日改訂)

改訂のポイント：令和3年12月の前回改訂時以降、オミクロン株の特徴を踏まえた対応として事務連絡で周知した内容や、地域住民・保護者等への情報提供について追記。

1. 学校における感染症対策の考え方

- ▶ 本マニュアルを参考に、**感染リスクの高い活動に留意しつつ**、地域の感染状況に応じた**感染症対策を徹底して教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障**していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル(※1)	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思活動)	分科会提言との対応(※2)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない 感染リスクの低い活動から徐々に実施	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動を限定	レベル4(避けたいレベル) レベル3(対策を強化すべきレベル)
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	収束局面 ↓ 感染リスクの低い活動から徐々に実施 拡大局面 ↑ 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	レベル2(警戒を強化すべきレベル)
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施	レベル1(維持すべきレベル) レベル0(感染者ゼロレベル)

児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。その際、年代による異なる感染状況等を踏まえ、地域全体の感染レベルとは別に、学校に関する感染レベルを判断することも考えられる。

(※2)「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症分科会)

2. 基本的な感染症対策

- ▶ 基本的な感染症対策の徹底(手洗い、咳エチケット、換気、通常の清掃活動の中でのポイントを絞った消毒等)及び集団感染リスクへの対応(「3つの密」を避ける、**身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等**)
※ 変異株についても、これらの対策を推奨。
- ▶ ワクチンの効果は100%ではないため引き続き**感染予防対策を継続**する必要。ワクチン接種の有無によって**学校教育活動に差を設けることは想定されていない**。

3. 感染者が発生した場合の対応

出席停止

- ▶ **感染者や濃厚接触者、発熱や咳等の症状がある児童生徒等**に出席停止の措置(レベル2・3地域では、**地域の実情に応じ、同居家族に未診断の発熱等の症状がある時も出席停止の措置が可能**)。
※ 濃厚接触者と同居している場合や、行政検査の対象者と同居している場合、登校を控えるよう求める必要なし。
※ 濃厚接触者が特定されない場合も、感染者と接触があり、感染対策を行わず飲食を共にした者等に出席停止の措置。

臨時休業

- ▶ **地域一斉の臨時休業**は、児童生徒の学びの保障や心身への影響、保護者の就労への影響等の観点を考慮し、**慎重に検討**。
- ▶ 臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて学校設置者が機動的に判断するものであるが、**学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むことが重要**。
- ▶ まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、**必要な範囲、期間で機動的に対処**。
※ 詳細は臨時休業等の基準を示しているガイドライン等を参照。

情報提供

- ▶ **感染者が発生した学級等の保護者等**には、感染者の発生状況や臨時休業の実施予定、その際の学習支援方針等の提供が考えられる。**感染者を特定し得る情報については慎重に判断**。

4. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

■各教科等

- ▶ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「**グループワーク**」、**室内での近距離での「合唱」、近距離での「調理実習」、「密集する運動」など「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、レベル3地域では行わない**。レベルではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。
- ▶ 体育などの運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用。

■儀式的行事

- ▶ 地域の感染状況を踏まえた上で、**感染症対策の確実な実施**や保護者等の**関係者の理解・協力**を前提に、**開催方法を工夫するなど、実施に向けて対応**。

■給食等の昼食をとる場面

- ▶ 前後の手洗いの徹底のほか、会食時には飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等。高校で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面でも注意が必要。歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■部活動

- ▶ レベル3地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施を検討。
- ▶ 緊急事態宣言対象区域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限。また、部活動終了後の生徒同士での食事を控えるよう徹底。

■登下校

- ▶ 登下校時間帯の分散等、集団登下校を行う場合やスクールバス乗車中に「3つの密」を避ける。
- ▶ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い時には、人と十分な距離が確保できる場合、マスクを外すよう指導。

■寮や寄宿舎

- ▶ 居室や共用スペースにおける活動場所ごとの感染症対策や、平時からの体温測定や健康観察等の実施。
- ▶ 自宅療養となった感染者は可能であれば自宅へ帰ることを検討。困難な場合、居室(基本的に個室)に隔離(濃厚接触者等や発熱、体調不良が見られる者も同様)。
- ▶ 発熱等の症状が見られた場合、すぐに症状がおさまっても、症状軽快後3日程度経過まで感染症対策を徹底。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～濃厚接触者等の特定について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校（※1）については、特段濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はない。
（※1）中学校や高等学校等。具体的には自治体毎に判断される。
- 保健所等が行う濃厚接触者等の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合は、以下の考え方を参考に作成。

【濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※2）で、感染児童生徒等と15分以上の接触があった者
（※2）必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【感染者周辺の検査対象者の候補】

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同じ部活に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同じ寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象とすることが考えられる。

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（概要） ～出席停止の措置及び臨時休業の判断について～

※令和3年8月27日に示したガイドラインの内容に令和4年3月17日に示した留意事項の内容を反映

【初期対応】

- 保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はない。
- 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。））、臨時休業を行うことが考えられる。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
→保健所等による積極的疫学調査等が実施されない学校については、特段考慮する必要なし
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）
（その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

【学年閉鎖及び学校全体の臨時休業】

- 感染が広がっている可能性が高い場合、複数の学級を閉鎖する場合は学年閉鎖を、複数の学年を閉鎖する場合は学校全体の臨時休業を実施する。

【積極的疫学調査の実施が遅延した場合等の学校再開】

- 学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。

【小・中・高等学校教師用】

保健教育指導資料（日常の保健の指導）

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあり、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、ウイルスの変異により特性に変化が生じることもあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

- 指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
- 指導例② 感染症の予防1（手洗い）
- 指導例③ 感染症の予防2（正しいマスクのつけ方）
- 指導例④ 感染症の予防3（3つの密）
- 指導例⑤ 感染症の予防4（予防接種）
- 指導例⑥ 正しい情報の収集
- 指導例⑦ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見
- 指導例⑧ 新しい生活様式

令和4年3月改訂
文部科学省

指導例⑤

<テーマ> 感染症の予防 4（予防接種）

【ねらい】

予防接種の基本的な仕組みと、新型コロナワクチンの効果について理解し、自らの予防接種とその社会的意義について考えることができるようにする。

【指導内容】

- 予防接種により、免疫をつけたり強めたりして、体の抵抗力を高めることが重要であること。
- 新型コロナワクチンも症状が出にくくなるなどの効果や安全性が確認された上で、接種を受けることができるようになってきていること。
- 基礎疾患がある小児では新型コロナウイルスに感染することで、重症化するリスクが高くなると言われており、特に接種がすすめられていること。
- 予防接種は強制ではなく、本人や保護者が納得した上で接種を判断する必要があること。
- 身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることから、接種を受けている、受けていないといった理由で周りの人を悪く言ったり、いじめたりすることは絶対にあってはならないこと。

《参考資料》



厚生労働省ホームページから

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 1校あたりの上限額：90万円～270万円
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

2

新学習指導要領について



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

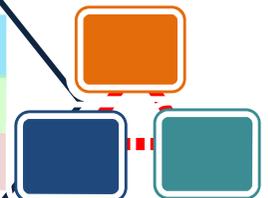
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については，些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

3

「令和の日本型学校教育」の構築を
目指して」（中教審答申）について

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

【令和4年1月14日初等中等教育分科会決定】

1 趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要がある。

児童生徒への学習指導・生徒指導の在り方や環境整備について、特にGIGA スクール構想に基づくICT 環境の整備と活用を進める中で、教科書・教材のデジタル化を推進するとともに、既存の教科書・教材との関係を整理し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することが求められている。

このため、多様かつ専門的な見地から横断的に議論し、検討内容を必要な施策に結び付けていくため、初等中等教育分科会に本会議を設置する。

2 主な検討事項

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための、

- (1) 一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方について
- (2) 教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方について
- (3) 学校内外の環境整備の在り方について
- (4) その他

4

幼児教育と小学校教育の架け橋について

1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

3. 課題

(1) 幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

(2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

- 幼保小の接続の課題
 - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
 - ・半数以上の園が行事の交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
 - ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など
→学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

(3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性和多様性への配慮

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついていくとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

(4) 教育の質を保障するために必要な体制等

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

(5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

4. 目指す方向性

(1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有

- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

(2) 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」に関する理解・活用の促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
 - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
 - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
 - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
 - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

(3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善

(4) 幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上

- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

(5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

幼保小の架け橋プログラムの実施について

- 幼保小の架け橋期の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）と参考資料（初版）を作成
- 令和4年度から3か年程度を念頭に、『全国的な架け橋の充実』と『モデル地域における先進事例の実践』を並行して推進
- 「幼保小の架け橋プログラム」のねらいは次のとおり
 - ・ 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進
 - ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・ 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及 など

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○ 架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・ 教育委員会、子育て担当部局
- ・ 教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・ 保護者や地域の関係者
- ・ 架け橋期のコーディネーター（有識者）
- ・ 幼保小の関係団体
- ・ 有識者
- 等

【取組内容】

- 手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、
- 架け橋期のカリキュラムの開発
- カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等
※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域
※子供の育ちの共有、各園・小学校の取組への協力

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合って話し合う



幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）

令和4年3月31日
文部科学省

※開発会議、園・学校、自治体が本プログラムを進めていく上でのイメージについて、基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでの4つのフェーズから記載。自分たちが、今どのフェーズにいるのかを判断し、次のフェーズに向けた取り組みのイメージ例も記載。

架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

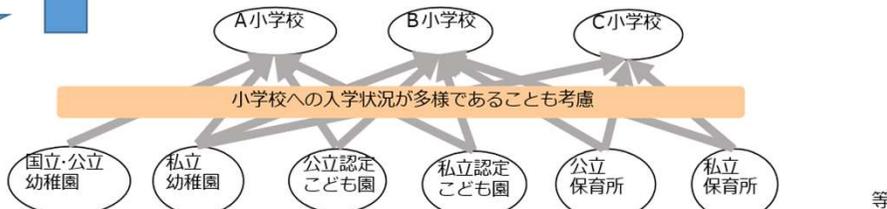
- ・ 幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者 等

【検証等の内容】

- ① 実態調査
 - ② 改善事項の整理
- 取組推進

質保障

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施
各園・小学校において、接続をコーディネートする者の明確化
持続的・発展的に実施する組織体制の構築



幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

全国的な取組の実施と併せて行う

幼保小の架け橋プログラム事業

令和4年度予算額 1.8億円（新規）

- ・ 幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域（12箇所程度）において具体的に開発し実践
- ・ モデル地域の成果検証の実施

5

GIGAスクール構想の推進について

GIGAスクール構想

1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することで、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」など教育の質を向上する構想

【環境整備】（当初令和元年度から令和5年度までとしていたGIGAスクール構想に基づく整備計画を、大幅に前倒し）

- **令和元年度及び令和2年度の3度の補正予算**において、学校における**児童生徒「1人1台端末」**や**高速大容量の校内通信ネットワーク**等を一体的に整備するための予算（4,819億円）を計上
- **令和3年度補正予算及び令和4年度予算**において、学校への支援を広域的にワンストップで担う「**GIGAスクール運営支援センター**」の整備や、**指導者用端末の整備をはじめとした授業環境の高度化、全小中学校等におけるデジタル教科書の活用**等に必要な予算（令和3年度補正予算：201億円、令和4年度予算：33億円）を計上 等

【活用支援】

- 「**GIGA StuDX（ギガスタディーエックス）推進チーム**」により、全国の教育委員会・学校等に対して、**ICTを活用した学習指導等に関するプッシュ型・伴走型の支援活動を展開**
（例）優良事例の情報発信、オンライン相談会・研修会、メールマガジン 等

➡デジタル庁をはじめとした関係省庁とも連携し、GIGAスクール構想を強力に推進

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度1次補正予算額 2,292億円
令和2年度3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円
- ◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の高・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度3次 161億円
私立：原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる
- 障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額 令和2年度1次 11億円
私立：1/2 令和2年度3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額
令和元年度 1,296億円
令和2年度1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3 学校施設環境改善交付金の内数



GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

197億円

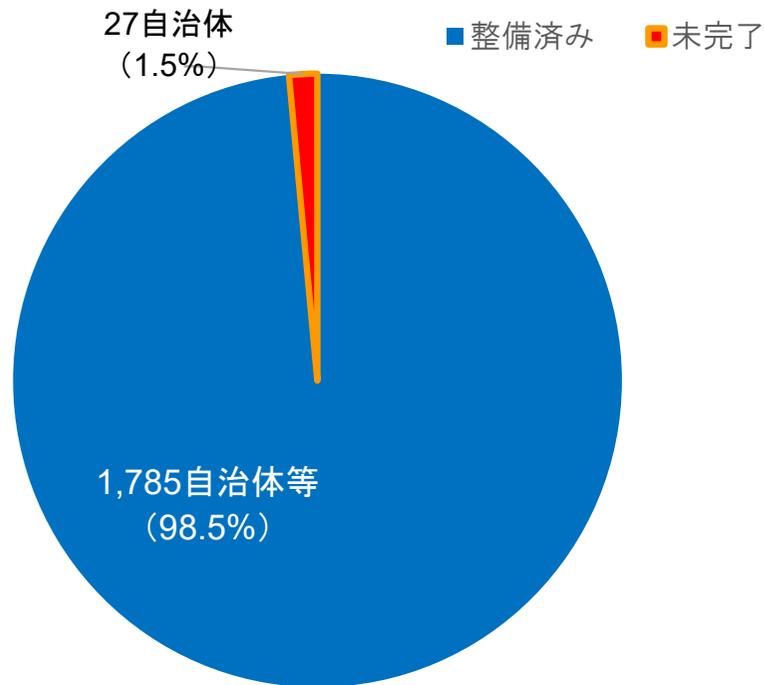
- 家庭学習のための通信機器整備支援
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)
令和2年度1次 147億円
令和2年度3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
令和2年度1次 6億円

- オンライン学習システム(CBTシステム)の導入
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等
令和2年度1次 1億円
令和2年度3次 22億円

- 全自治体等のうち **1,785自治体等（98.5%）** がR3年度内整備完了予定、**27自治体（1.5%）** がR3年度内整備未完了
- 以下の大部分の自治体においては、一部学年（主に小学校低学年）において整備が未完了だが、既存端末等により発達段階に応じた利活用場面の調整などの工夫を行いながら活用している。

- 〔
- 当該調査における「学習者用端末」については、可動式端末（タブレット型・ノート型）に限定している。
 - 「整備完了」とは、児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。
- 〕

全ての児童生徒が学習者用端末を
活用できる環境の整備状況（自治体等数）



【令和4年4月以降に整備完了予定：27自治体】

江別市(北海道)、千歳市(北海道)、恵庭市(北海道)、新得町(北海道)、
青森市(青森県)、むつ市(青森県)、横手市(秋田県)、高畠町(山形県)、
須賀川市(福島県)、猪苗代町(福島県)、相馬市(福島県)、
茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、高浜町(福井県)、軽井沢町(長野県)、
飛騨市(岐阜県)、静岡市(静岡県)、大府市(愛知県)、三重県、
御坊市(和歌山県)、大津市(滋賀県)、長浜市(滋賀県)、隠岐の島町(島根県)、
四万十町(高知県)、神崎市(佐賀県)

<未完了の主な理由>

- 国庫補助対象外分（3クラスに1クラス分）は、当初から令和4年度以降の整備計画で進めていたため
- 令和3年度に整備予算を措置していたが、入札や執行上の理由（半導体不足等）により、納品が遅れているため

等

※ 上記の自治体には、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を踏まえ、令和4年度（2022年度）までの計画で整備を進めている自治体を含む。

臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況（令和4年1月末時点）

【調査の概要】

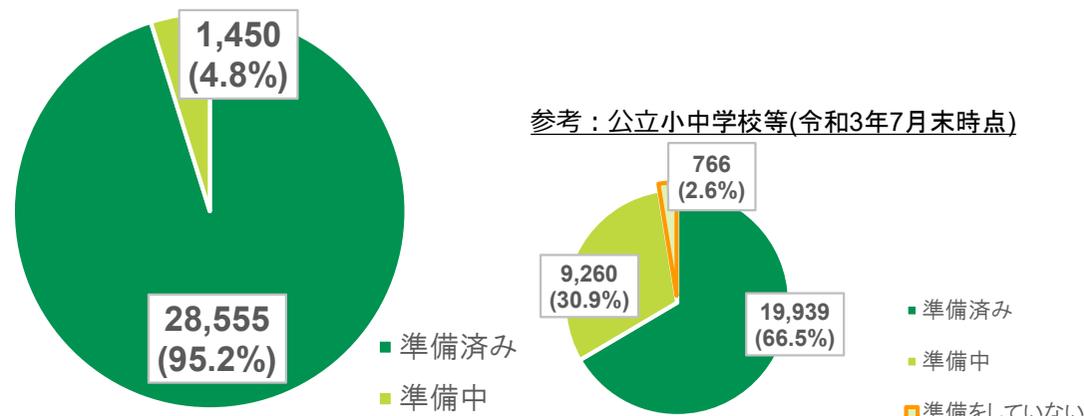
- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の端末の持ち帰り学習の準備状況について、教育委員会を通じてすべての公立小中学校等について調査を実施。（令和4年1月末時点）
- 対象自治体等数：1,811自治体等 ※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- 対象学校数：小学校等（小学校、義務教育学校第1学年～第6学年、特別支援学校小学部）19,816校、
中学校等（中学校、義務教育学校第7学年～第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）10,189校

全国の公立の小中学校等の95.2%（小学校等の95.2%、中学校等の95.2%）が端末の持ち帰りの準備済みと回答。

【非常時の端末の持ち帰り学習の準備状況（学校数）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	準備済みの学校	準備中の学校	合計
合計	28,555 (95.2%)	1,450 (4.8%)	30,005
小学校等	18,856 (95.2%)	960 (4.8%)	19,816
中学校等	9,699 (95.2%)	490 (4.8%)	10,189



【「準備済み」を選択した学校のうち、非常時に自宅等の通信環境が整っていない児童生徒に対する代替手段（学校数）（重複回答あり）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	ルータ等の貸出し	当該児童生徒のみ登校	その他(※)	「準備済み」を選択した学校数
合計	20,682 (72.4%)	11,975 (41.9%)	1,587 (5.6%)	28,555
小学校等	13,690 (72.6%)	7,878 (41.8%)	1,044 (5.5%)	18,856
中学校等	6,992 (72.1%)	4,097 (42.2%)	543 (5.6%)	9,699

※「その他」を選択した学校の主な理由：

- ・ネットワークを介さずにオフラインで使用できるコンテンツを活用する
- ・低学年では紙の教材を活用する 等

【「準備中」を選択した学校の主な理由】

- ・端末の運用支援に関して教育委員会からのサポートが十分でない。
- ・持ち帰りについて一部の保護者の同意・理解を得られていない。
- ・該当校が極小規模校であるため、感染リスク等の低さを考慮し、登校を前提としている。
- ・該当校が特別支援学校であり、障害の特性を踏まえ持ち帰りを実施しない。

高等学校における1人1台端末の環境整備について（文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージ）

GIGAスクール構想の実現に向けて、これまで学校設置者、教職員や保護者の皆様など多くの関係者の多大なるご協力・ご支援を賜ったこともあり、小・中学校については、概ね1人1台端末の環境が整備されました。

今年度より、試行錯誤いただきながらも、全国の学校で個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた取組が始まっており、数々の視察を通じて現場の状況を拝見させていただき、この構想の重要性や構想を着実に推進していく重責を再認識いたしました。

本年4月からは高等学校において、新しい学習指導要領が年次進行で実施されるとともに、これまで自分専用の端末で学んできた中学3年生が、高等学校へ進学することになります。

新しい学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、情報科における共通必修科目「情報Ⅰ」においても、全ての生徒がプログラミング等について学習を開始することとなっております。

一方、多くの高校生が自身のスマートフォンを所有していることと思われませんが、「情報Ⅰ」の指導内容や「大学入学共通テスト」への対応、大学進学後の学びや就職時に求められるスキルなどを考慮すると、それだけに頼る学びでは高校生に必要とされる資質・能力を身に付けるには不十分です。

また、今なお、新型コロナウイルス感染症への対策に予断を許さない状況が続いております。こうした中、高等学校においても1人1台端末の環境を1日も早く整備することは、高校生の学びを止めない、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現のためにも極めて重要です。

高等学校における端末整備については、昨年7月に実施した、GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートでも「自治体レベルで端末導入のばらつきがある状態を是正すべき。」などの御意見をいただいております。これも踏まえ、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す」旨記載されたところです。現在、全ての都道府県において、1人1台端末の環境を整備するという方向と承知しておりますが、自治体が公費で整備したり、保護者にご購入いただく場合に負担軽減のための補助を行ったりするなど、その整備方針は様々です。

財源については、既に1人1台端末の環境整備に必要な経費の3分の1相当について地方財政措置が講じられていますが、その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費も活用し、公費整備に限らず保護者負担の軽減を検討されている事例もありますので、こうした事例を周知するなど、全国どの高等学校においても1人1台端末の環境が速やかに実現されるよう支援してまいります。

デジタル社会を生きる子供たちにとって、今やPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。1人1台端末の環境による個別最適な学びと協働的な学びを全ての高校生に届けられるよう、今後とも、より一層のご協力・ご支援を心からお願い申し上げます。

令和4年（2022年）1月11日
文部科学大臣 末松 信介
デジタル大臣 牧島 かれん

高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 整備に向けた対応策

① 高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

② 文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」(令和4年1月11日)

- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。

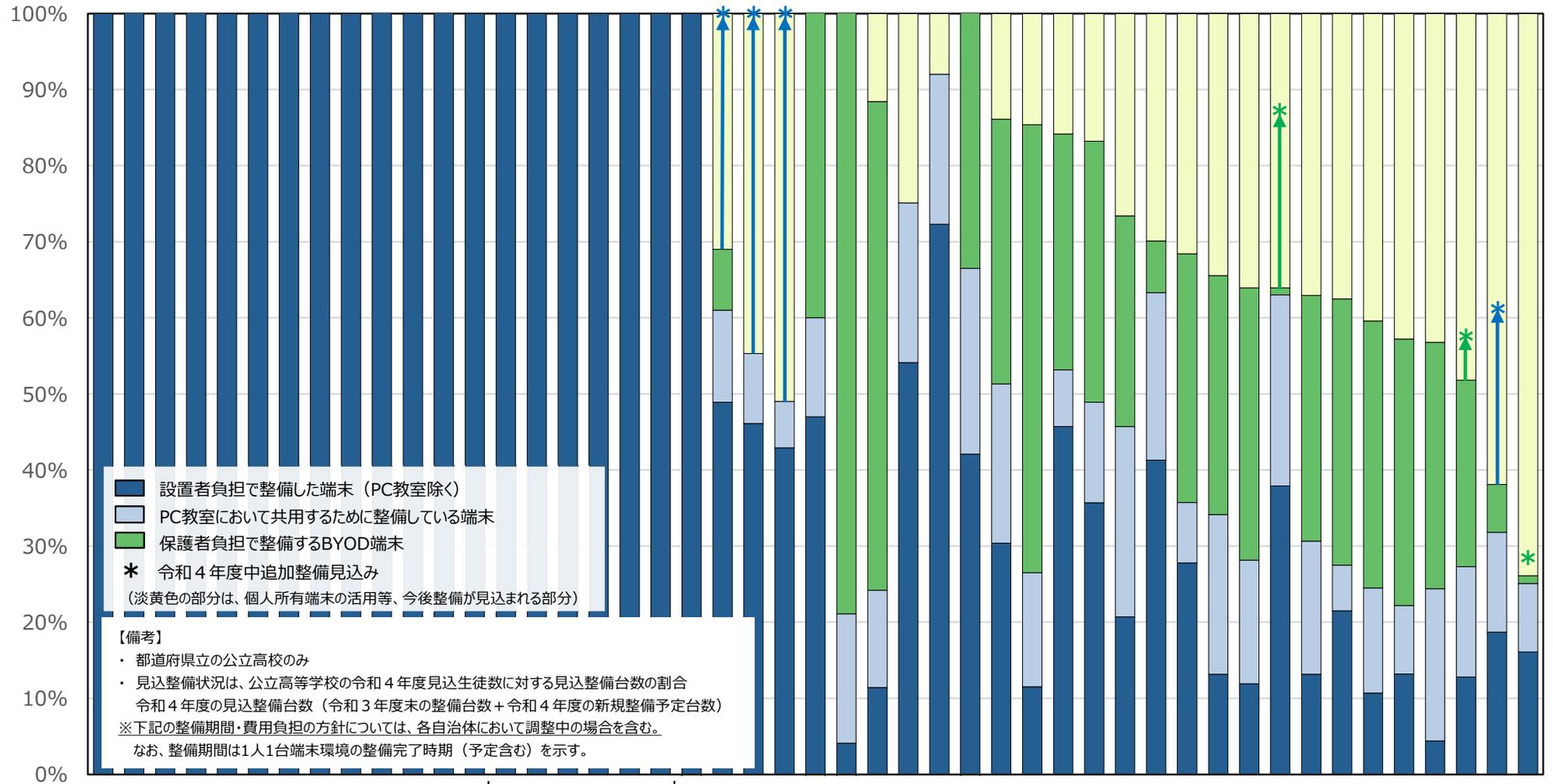
(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)

(2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県（政令指定都市含む）において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

（令和4年度見込み）

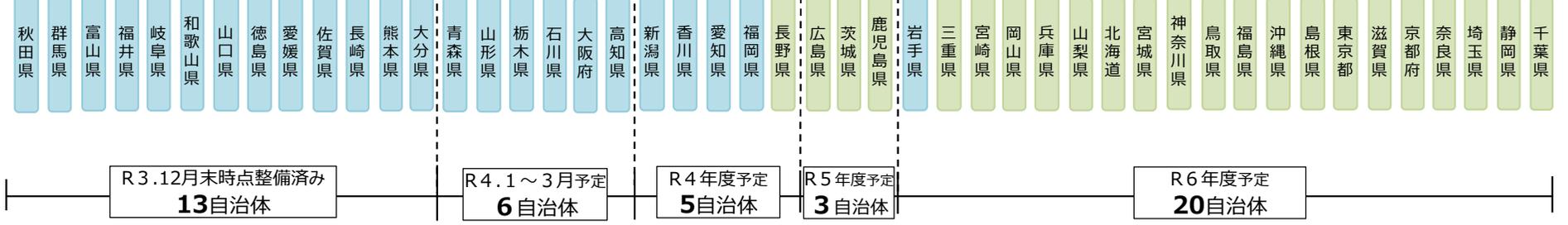


費用負担

設置者負担を原則
24自治体

保護者負担を原則
23自治体

整備期間



個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進

令和3年度補正予算額
令和4年度予算額

201億円
33億円



文部科学省

- **個別最適な学びを実現するため**、GIGAスクール構想を前倒し学習ツールの一つとして**1人1台端末等を整備**してきたが、**ネットワークや指導者端末など残された課題が存在**
- 必要な措置を講じた上で、構想を**次なるSTEPに進めていく**



STEP 1 これまでのGIGAスクール構想の取組

1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用が開始。(合計4,819億円) ⇒ **運用を開始すると、様々な課題も顕在化。**

課題① ✓運用に地域差がある ✓ネットワーク回線が遅い ✓教師に設定等の負担が集中

課題② ✓指導者用端末などが未整備・古い ✓遠隔授業実施環境が不十分

課題③ ✓デジタル教科書の導入が不十分

STEP 2 支援の加速によるGIGAの実装

(支援① 学校の運用支援、教師のサポート)【令和3年度補正予算額 52億円】【令和4年度予算額 10億円】

・学校への支援をワンストップで担う「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に緊急整備、全国一斉に学校ネットワークの点検・応急対応の実施が必要

(支援② 教室環境の改善)【令和3年度補正予算額 84億円】

・子供だけでなく教師にも1人1台端末を整備するとともに、高機能なカメラやマイク、大型提示装置など遠隔授業実施環境の高度化の支援が必要。

(支援③ デジタル教科書の活用や配信基盤の整備)【令和3年度補正予算額 65億円】【令和4年度予算額 23億円】

・全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、デジタル教科書や連携するデジタル教材等がよりスムーズに活用できるよう、実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証の実施が必要

(※教師の指導力)

・教職員支援機構における研修動画などを活用したオンライン研修の推進 ・GIGA StuDx推進チームによる指導方法に関するきめ細かな支援と発信
・中央教育審議会での教師の養成・採用・研修の在り方について検討中

省庁横断のタスクフォースなどにより
関係省庁と緊密に連携して課題に対応



STEP 3 GIGAの基盤となるネットワークの改善・実装

ネットワークのアクセスや、デジタル教科書の実証により、**ネットワークのボトルネックなどの課題が可視化**されるため、その課題に応じて、**事業者による対処等を行い、基盤の改善**を目指す

<更に次なる展開へ>

- 実証を踏まえたデジタル教科書の実装
- 全国学力調査のC B T化
- 1人1台端末から得られる教育データの利活用 等



GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和4年度予算額 10億円 (新規)
 令和3年度補正予算額 52億円



背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、学校現場においては、端末・ネットワークトラブルへの対応や各種設定業務への対応等、1人1台端末環境の円滑な運用を支える「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、これまでの「**人**」中心の支援を、**民間事業者を活用して学校のICT運用を広域的に支援する「組織」中心の支援体制へと発展・充実させ、より安定的な支援基盤を構築**する必要がある。そのため、学校への支援をワンストップで担う「**GIGAスクール運営支援センター**」を各都道府県等に整備するとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の対応支援**や、**ICT支援人材の不足・偏在の解消**等を図ることにより、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制の構築を支援する。

事業内容

【連携等実施型】

都道府県等と他市町村が連携、もしくは一定規模の自治体が補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- より広域性をもってスケールメリットが働く体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる

【その他】※原則「連携等実施型」

上記に該当しない自治体が単独で補助事業を実施

「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助

【主な業務委託内容】

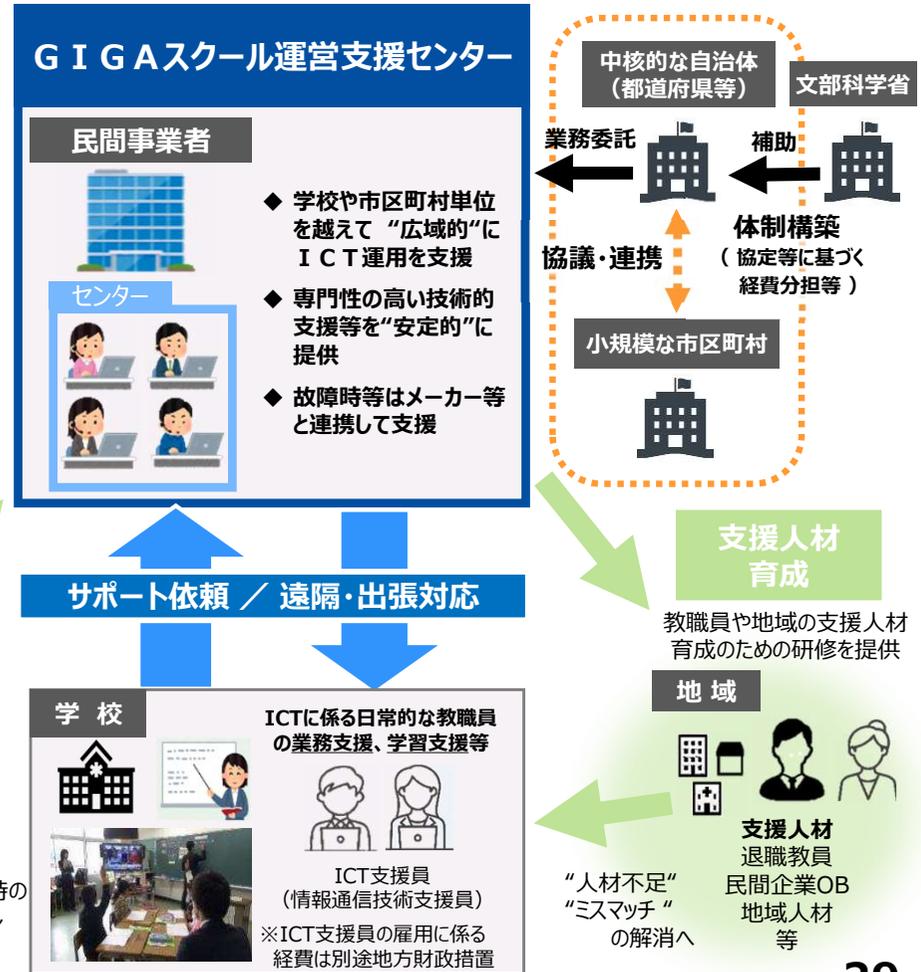
- ◆ ネットワーク点検・応急対応 (R3補正)
- ◆ ヘルプデスクの運営及びサポート対応
- ◆ ネットワークトラブル対応
- ◆ 支援人材の育成
- ◆ 休日・長期休業等トラブル対応 等

休日・長期休業等
トラブル対応



端末持ち帰り時の運用支援

- 休日等／緊急時の故障等のトラブル対応



実施主体	都道府県、市区町村				
補助割合等	以下に記載の通り				

	R3補正	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
連携等実施型補助割合	1/2	1/2	1/3	1/3	-

※国の補助事業はR6年度までを予定。

※「連携等実施型」以外での事業の実施についてもR3年度補正予算及びR4年度予算に限り認めることとするが、その場合の補助割合は1/3とする。

(個別最適な学びを実現するためのGIGAスクール構想の推進) 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

令和3年度補正予算額

84億円



1. 背景・趣旨

GIGAスクール構想の実現に向けた取組により、児童生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境の整備が進む中、**時間・場所等に制約されない子どもたちの発達段階等に応じた質の高い教育を実行**するため、オンライン教育の授業環境を高度化するとともに、個別最適な学びの実現に向けて、その環境を最大限活用して**対面とオンラインのハイブリッド教育を更に充実化**していく必要がある。

一方で、**遠隔授業等のオンライン学習を本格化**させている学校現場では、**以下のような新たなニーズが発生**している。

- ✓ 教室で教師が指導者用端末を活用して授業を行いながら、**もう1台の端末を使って自宅にいる児童生徒にも授業映像を配信**する。
- ✓ 少人数指導等によって**増加した学習グループに対してオンライン学習**を行う。
- ✓ 指導者用端末を活用した学習指導等のため、**オンライン教育推進機器や遠隔教育支援ツール等**が新たに必要。



上記のような**新たなニーズに対し早急に対応**するため、**教師に端末を追加整備する際に不足する分（教員数－普通教室数）をはじめ、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器等**を追加的に整備する場合の経費について補助するものとする。

* 令和3年度補正予算限りの措置とし、その後の整備については、既に地方財政措置が講じられている学習系端末と校務系端末の一元的な整備を進めることにより対応予定。

2. 事業内容

学校のICTを活用した授業環境高度化に資する機器整備費用を補助

- ◆ 地方財政措置分（普通教室数分）を超えて指導者用端末等の機器を整備する学校に対して補助

◆ 学校あたり補助上限額
= (教員数 - 普通教室数) × 単価4.5万円 × 補助率1/2

- ◆ ただし、既に指導者用端末を整備済である場合、オンライン教育推進機器、遠隔教育支援ツール（※）等のICTを活用した授業環境の高度化に資する機器についても補助対象とする。

※ カメラ、マイク、大型提示装置、モバイルルーター、授業環境高度化什器類 等

3. 補助経費・対象

- ◆ 補助対象
国・公・私立の小・中・高・特支等
- ◆ 補助率
公立、私立：1/2
国立：定額（上限4.5万円）



学習者用デジタル教科書普及促進事業 (詳細補足版)

令和4年度予算額	23億円
(前年度予算額)	22億円)
令和3年度補正予算額	65億円



文部科学省

背景 ・ 課題

- ・GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備される中、ICTを最大限に活用しつつ、学習環境を改善し、学校教育の質を上げていくため、令和6年度をデジタル教科書の本格的な導入の最初の契機と捉え、その活用を一層推進する必要がある。
- ・教科書制度の見直しを含むデジタル教科書の今後の在り方については、**教育上の効果や健康面への影響も含めた全国的な実証研究**の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。(デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告)
- ・骨太の方針や成長戦略において、**デジタル教科書の普及促進や現行制度の在り方やデジタル教材との連携の検討**を求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 2,005百万円 (2,033百万円)

- ・英語については、**全ての小・中学校等**を対象として、デジタル教科書(付属教材を含む)を提供し普及促進を図る。(特に効果の期待される**特別な配慮が必要な児童生徒**についても**必要に応じた全員が利用できる**ようにする。)
- ・英語以外の教科については、**約7割の小・中学校等**を対象として、1教科分のデジタル教科書(付属教材を含む)を提供する。(特別な配慮が必要な児童生徒についても同様の対応とする。)
- ・令和3年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じた新たな課題等について報告を求める。
(スキーム) 教科書発行者等に業務委託 ※上記取組は令和3年度補正予算と合わせて実施。

対象校種・学年
原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(小学校段階の重点校においては1～4年生も対象、特別支援学校(小学部・中学部)・特別支援学級も同様に对应)
※令和3年度補正予算と合わせて全ての小・中学校等で実施。

② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証事業 111百万円 (116百万円)

- ・令和3年度に引き続き、**デジタル教科書のクラウド配信**による円滑な導入・使用を担保するため、令和3年度補正予算と合わせて本格的な導入に当たって必要な**学校における通信環境等を検証**するとともに、学校現場での効率的なデータ管理の方法等を検討。
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 93百万円 (65百万円)

- ・令和3年度に引き続き、実証研究校での詳細な調査による**デジタル教科書の使用による効果・影響**の検証と、①の事業と連携して**全国でアンケート調査**を実施。教師・児童生徒に対する**多数のデータ**を基に、**効果検証や傾向・課題等の分析**を行う。
- ・新たに、将来的な活用の在り方について、**デジタル教材等との連携や学習eポータル**の活用も含めて分析。また、**学力調査**と連携したデジタル教科書の教育上の効果の分析の規模を拡充。
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

④ 学習者用デジタル教科書を活用した教師の指導力向上事業 58百万円 (新規)

- ・発達の段階や教科等の特性に応じた、**デジタル教科書を活用した効果的な指導法**を研究・実践し、教師の研修等に資する発信を行う。
(スキーム) 民間企業等1団体(全体統括)、大学・教育委員会等6団体に業務委託

⑤ デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究事業 57百万円 (新規)

- ・教科書の検定・採択・供給の制度について、デジタル化に対応した見直しを行うための仕組みの調査・設計や調達支援
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

1. 背景・課題

- ・ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、**GIGAスクール構想により1人1台端末と学校ネットワーク環境等を急ピッチで整備し、令和3年度から本格運用を開始したところ。**
- ・一方、**端末の活用状況には地域や学校によりばらつきがあるなどの課題**が見られる。このため、デジタル教科書が授業で当たり前で使用される状況を創出することにより、**GIGAスクール構想で整備された1人1台端末をはじめとするICT環境が最大限に活用される状況を実現する必要**がある。

2. 事業内容

- ・令和6年度の本格的な導入を目指すため、令和4年にデジタル教科書の今後の在り方について結論を得る必要がある。
- ・このため、**小・中学校等**を対象として、**デジタル教科書（付属教材を含む）を提供し活用を図ることにより、地域内でのGIGAスクール構想を推進し、デジタル教科書が当たり前で使用される状況を創出した上で、紙とデジタルの役割分担の在り方（質・量・コスト等）について検証し、デジタルコンテンツ化を図る。**

（スキーム）教科書発行者に業務委託（右図）

（1）～（3）のメニューの各教科について実証する。

（1）外国語（英語）で実施

朗読音声を用いた外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に資するデジタル教科書の活用方法について検証

（2）算数・数学、理科のうち、いずれか1教科で実施

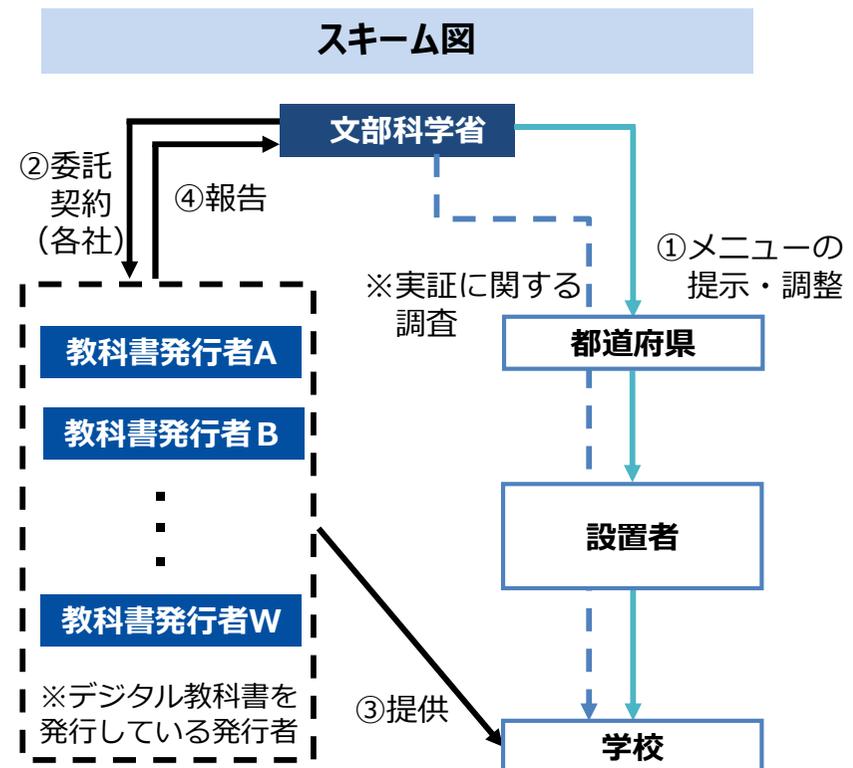
動画や図形等のデジタル教科書と一体的な教材の活用により、基礎的・基本的な概念や性質の理解、見通しをもって観察、実験を行うことに資するデジタル教科書の活用方法について検証

（3）音楽、図画工作・美術、技術、家庭、体育・保健体育のうち、いずれか1教科で実施

各教科における見方・考え方を働かせ、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力の育成に資するデジタル教科書の活用方法について検証

対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
（特別支援学校（小学部・中学部）・学級も含む）
※当初予算と合わせて全ての小・中学校等で実施。



1. 背景・課題

- 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入に向けた令和4年の方針決定のため、**実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証、及び将来的なコスト効率化に向けた解決策の検討**が喫緊の課題。
- 現状、デジタル教科書は各教科書発行者等がコンテンツ作成だけでなく、アカウント管理、セキュリティ確保、クラウド配信環境構築等も含め、**デジタル教科書の配信に必要な全ての環境を整備**しており、コスト増に繋がっている可能性。
- 各発行者が各々の仕様で作り込みをしているため、①**コンテンツが重くネットワーク負荷がかかる**傾向にある、②**仕様が様々で規模の経済性が働く前提が整っていない**、③アカウント管理や機能・操作性が様々で**利便性が低い**。

2. 事業内容

● デジタル教科書の全校での活用、学習者の利便性の向上、完全供給を支えるネットワーク課題の検証、配信基盤の整備・検証

- ・通信回線速度が遅い学校でもデジタル教科書や連携するデジタル教材等が確実に届く配信基盤を実証
- ・先進自治体を検証しインターネット接続を高速化する多様な接続形態を提示
- ・自治体が共同利用するID統合管理/SSO機能及びセキュリティ/データセンター機能の基盤整備を実証
- ・SINETに初等中等教育段階用設備を構築し、多段となるネットワーク構成での自治体単位接続による技術的な実証

● 文部科学省としてデジタル教科書の要件定義を示し、各発行者等はそれに対応したデジタル教科書・配信方法を開発し、実証

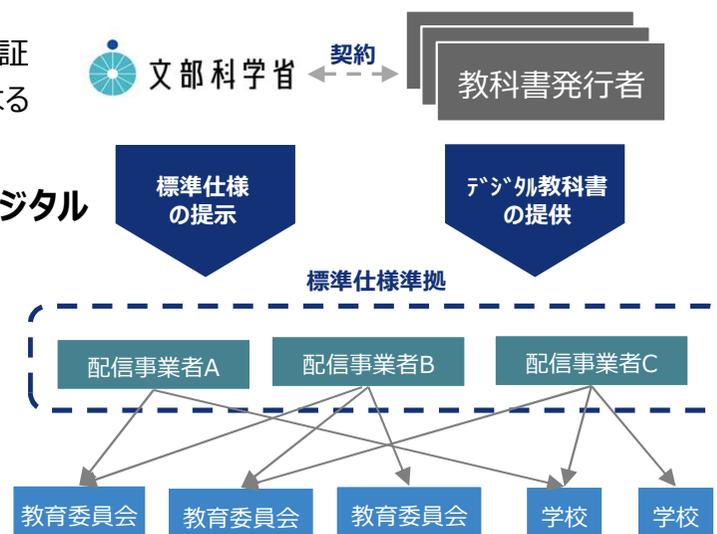
- ・コンテンツの作成と配信を分離した仕様の統一化によるデジタル教科書の**利便性の向上・コスト圧縮**
- ・デジタル教科書の**利用料の設定・購入方法の変更**
- ・各発行者は**コンテンツの充実に注力**可能（小規模発行者も対応が容易）
- ・**コンテンツの軽量化促進**により、**配信コスト、ネットワーク負荷が低減**

※令和4年の方針決定にも反映



- SSO機能や仕様の統一化等による**学習者の利便性の向上**
- 配信データの軽量化や統合・集約基盤の構築による**利用環境の向上・配信コストの縮減**
- アカウント管理の自動化等による**学校の負担軽減・管理運営コストの縮減**
- 実証事業の成果として**デジタル教科書の活用を促進**するとともに、**経費を縮減**

デジタル教科書の配信イメージ



「GIGA StuDX 推進チーム」による活動について

令和4年4月現在

文部科学省において、GIGAスクール構想が整備から活用のフェーズへと移行する中、1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など教育の質の向上を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等の支援活動を展開**しています。

GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**10名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援



- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映
- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

GIGA StuDX 推進チームの活動

ネットワークの構築



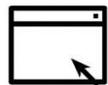
教育委員会等と緊密なやり取りを行い、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援

オンラインを活用した協働



全国の教育委員会等の担当者向けオンライン連絡会議の実施や市町村の担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等

StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載

メールマガジンの配信



「GIGA StuDXメールマガジン」として、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信
(R4.4現在 約22,000部)

(注)「GIGA StuDX」とは、GIGAスクール構想の浸透による学びのDX（デジタル トランスフォーメーション）と学校の教育活動におけるICT利活用の促進のためのExchange（情報交換）を掛け合わせた造語です。

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、①活用のはじめの一步となる「慣れる」「つながる」活用事例、②各教科等での活用事例、③STEAM教育等の教科等横断的な学習に取り組んでいる事例があります。

各教科等での活用事例

各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について、小学校・中学校・高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特質を踏まえた活用事例を紹介しています。



小学校									
国語	算数	理科	社会	英語	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
道徳の教科書	算数教科書	理科教科書	社会教科書	英語教科書	音楽教科書	図画工作教科書	家庭教科書	体育教科書	外国語活動教科書
中学校					高等学校				
国語	社会	数学	理科	英語	音楽	図画	美術	家庭	体育
道徳的な学習の教科書	社会教科書	数学教科書	理科教科書	英語教科書	音楽教科書	図画教科書	美術教科書	家庭教科書	体育教科書

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例

STEAM教育等において、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。



GIGAに慣れる活用事例

学習環境づくり等の取り組みやすい事例や、パスワード指導やルールづくり等の適切で安全な端末活用の事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例

「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生に向けての活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携

各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方などを紹介しています。

特集ページ

自宅等でのオンラインを活用した学習指導に関する事例や、先進的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について(通知)

- 令和3年3月、学校現場において、全ての関係者が安心・安全に、1人1台端末の本格的な活用を積極的に進められるよう、非常時における端末の持ち帰りに関することを含む、**学校設置者等において留意すべき事項**を網羅的にまとめて周知。
- 合わせて、学校設置者等が確認しておくべき事項について、教育関係者や学識有識者、医師など専門家の助言等を得ながら、先行自治体の取組等も分析した「**本格運用時チェックリスト**」、**児童生徒の健康面の配慮事項**や、**保護者等との関係構築**についても整理して提供。 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_01350.html)

1人1台端末の本格的な活用に向けて、学校設置者等において留意すべき事項

1. 端末の整備・活用

- ・ クラウド活用を基本とし、フィルタリングなど各種サービスの設定、カメラ機能やネットワーク機能の設定等を適切に行うこと
- ・ 端末の持ち帰りを安心・安全に行える環境づくりに取り組むこと
- ・ 児童生徒のみならず、指導者用の端末も遺漏なきよう整備すること

2. 個人情報保護とクラウド活用

- ・ 先行自治体では、条例等に基づき個人情報保護審査会の許可や保護者の事前了解を得て既にクラウド活用を進めている事例等を参考に適切に運用を行うこと

3. ICTの積極的な利活用

- ・ 学校設置者等は、適切な理由を説明しないまま端末利用を制限せず、課題等がある場合は、学校関係者との緊密な調整・協議や保護者の理解等を得る努力を行い、児童生徒の発達段階等を踏まえながら、学校におけるICT環境を最大限積極的に活用を図ること

4. デジタル教科書・教材の活用等

- ・ ICTを活用して学びの充実を図るため、デジタル教科書・教材の活用について検討を進めること
- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の活用に要する経費は、学校の管理運営に要する経費と考えられ、その負担を安易に保護者等に転嫁することなく、学校設置者が必要な措置を講じるよう配慮すること

5. 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 教師が、ICTをツールとして、その特性・強みを生かして指導できるよう、学校設置者等は新学習指導要領を踏まえた学習活動を想定し、ICTを活用した指導方法についての研修を充実すること

6. 情報モラル教育等の充実

- ・ 学校における1人1台端末の本格的な運用に当たり、学校は情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の一層の充実を図ること。

7. ICTの活用に当たっての児童生徒の健康への配慮等

- ・ 学校や家庭におけるICTの使用機会が広がることを踏まえ、別添「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」を参照しつつ、視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮すること

8. 保護者や地域等に対する理解促進

- ・ GIGAスクール構想は保護者や地域等の協力を得ながら着実に推進すべきものであり、学校設置者等は適切な機会をとらえて、保護者等に対し、当該構想の趣旨等の理解促進を継続的に図ること。
- ・ 端末の持ち帰りを安心・安全に行う環境づくりに当たっては、別添「1人1台端末の利用に当たり保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」を参照して保護者等の協力が得られるよう丁寧な説明を行うこと
- ・ 家庭でのルール作りを促進することや、学校運営協議会や地域学校協議会本部等の協力を得るなど家庭や地域とともに取組を推進すること

9. ICTの円滑な活用に向けた改善の継続

- ・ 「本格運用時チェックリスト」等で示した留意事項を踏まえ、ICT環境を積極的に利活用する中で一つ一つ課題解決を図りながら、不断の改善に取り組むこと（なお、国も今後継続して地域の実践状況を把握し、必要に応じて上記チェックリスト等を更新するなど適切な支援を行うことを予定）

1人1台端末活用に関する方針等について（初等中等教育局長通知 令和4年3月3日）

- 令和3年3月12日発出「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」を、有識者会議（※）における議論を踏まえ、端末の運用・学習指導に関すること等を充実させるとともに、内容を整理。（※GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議）
- 学校設置者や学校等において、1人1台端末を活用した学習活動を一層推進するためのガイドラインとして使用されることを想定。

「学校ICT環境の活用に関する方針」

1人1台端末等のICT環境の活用を進める上でおさえておくべき基本的な方針・考え方を記載。

- ✓ 「前提となるICT環境の整備」、「クラウドの取扱い」、「健康面の配慮」、「持ち帰った端末等のICTを活用した自宅等での学習」、「組織体制の整備」などの運用に関すること
- ✓ 情報モラルの考え方を含む「安全・安心な活用の促進」、「研修の実施」、「特別な配慮が必要な児童生徒に対するICT活用」などの学習指導に関すること 等

「学校におけるICT環境の活用チェックリスト」、「年度更新タスクリスト」

学校設置者・学校・関係事業者等が、端末の年度更新も含め、1人1台端末等の円滑な運用に向けた準備状況・取組状況を自己診断し、改善できるよう、必要な項目をリストアップ。

- ✓ 「クラウドサービスを利用する計画になっているか」、
「児童生徒の健康面に配慮した活用方針を定め、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか」、
「活用目的や家庭と共通理解を図るための保護者向け資料を作成し、提供しているか」 等

「学校設置者・学校・保護者と共通理解を図ることが望ましいポイント」

1人1台端末の円滑な運用には、学校設置者・学校・保護者との間で、活用ルールだけではなく、ICT環境の活用目的や意義について、共通理解を図ることが必要不可欠であり、必要な事項を記載。

- ✓ 「児童生徒が端末を扱う際のルール」、「健康面への配慮」、「端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方」、
「トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み」 等

全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた取組状況

背景

- GIGAスクール構想の推進やPISA等の国際学力調査のCBT※による実施の流れなどを踏まえ、全国学力・学習状況調査のCBT化について、「全国的な学力調査のCBT化検討WG」において、専門的・技術的観点から検討を行い、令和3年7月に「最終まとめ」。
- 1人1台端末を活用したCBT化により、現在の紙形式による実施では困難な、自治体・学校現場等への迅速なフィードバック、より精緻で多様なデータの収集、調査実施における改善・効率化が可能となる。 ※ CBT (Computer Based Testing) : コンピュータ使用型調査



【令和3年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる実施の様子 代表撮影】

方向性と工程 (CBT化検討WG「最終まとめ」より)

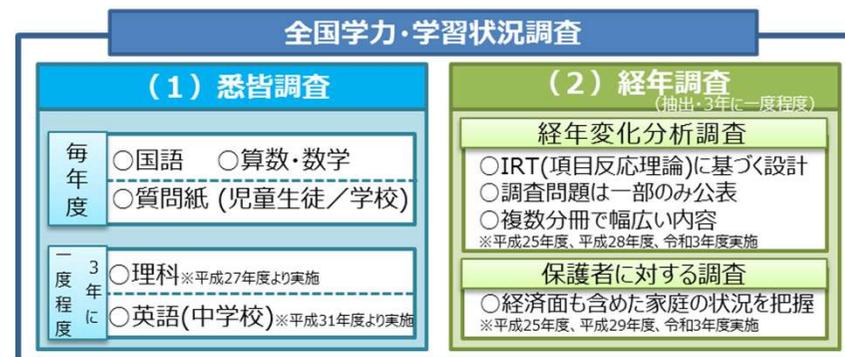
- ①令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、段階的に内容等を拡充させながらCBT化の実現に着実につなげる。
- ②国が実施すべき主要な調査の「2本柱」である悉皆調査と経年調査※1を、各調査の目的に即して、最適な方法を設計し、それぞれCBT化。

<工程に関する考え方>

- ③令和6年度から順次CBTを導入

- ・経年調査は、次回予定の令和6年度から導入。 ※2
- ・児童生徒質問紙調査は、令和6年度を目途にオンラインによる回答方式を全面導入。
- ・悉皆調査の教科調査は、令和7年度以降できるだけ速やかに中学校から先行導入し、それ以降、できるだけ速やかに小学校に導入。 ※2

※1 経年変化分析調査及び保護者に対する調査 ※2 紙形式を経過的に併用



① CBT試行・検証事業の実施

実施方法やネットワーク環境、システム機能、学校支援方策、児童生徒の端末操作等について、MEXCBTを活用し、段階的な試行・検証を実施。

<令和3年度>

小中学校100校程度(約1万人の児童生徒)を対象に学校単位で実施。

<問題画面イメージ例>



<令和4年度>

令和3年度の試行・検証の結果を踏まえつつ、自治体単位で実施予定。

② 詳細な調査設計等の検討

それぞれの調査の目的に即して、専門的・技術的観点から詳細な調査設計を検討(令和3年7月設置)。

○悉皆調査プロジェクトチーム

- ・問題設計及び結果分析等の在り方
- ・試行検証の評価及び課題の改善に向けた検討
- ・合理的配慮の在り方 等

○経年調査プロジェクトチーム

- ・次回調査の実施に向けた課題の整理
- ・保護者調査のオンライン化に関する検討
- ・国際学力調査の動向を踏まえた更に効率的な測定手法の検討 等



③ 質問紙調査のオンライン化

悉皆調査の児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施。オンライン実施と紙実施の違いなどについて把握・検証しつつ、段階的に規模を拡充。

<令和3年度>

一部の国立大学附属学校(108校・約1万人)において、試行的に実施。

<令和4年度>

20万人程度の児童生徒を対象に、一定期間内で分散して実施。

※学校質問紙調査は平成28年度よりオンラインによる回答方式を導入済み

問題開発等

国立教育政策研究所において、CBTの導入に向けた問題開発等を実施するとともに、CBTの特性を活かした測定の在り方や先進的技術の活用に係るフイーヅビリティ等について研究開発を実施。

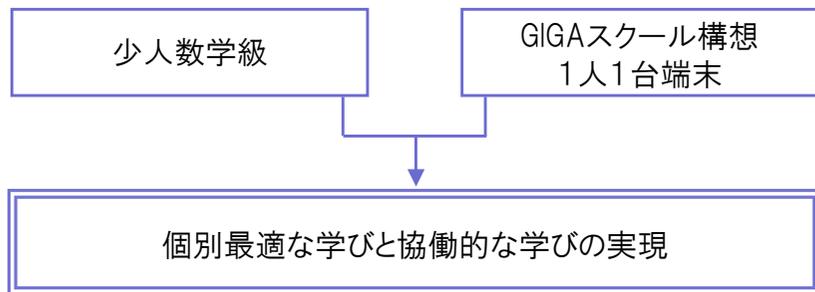
6

小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進について

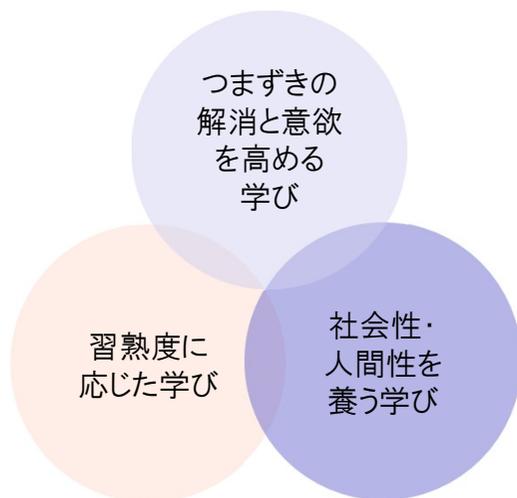
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5.4つの原動力を支える基盤づくり

(1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、デジタル教科書の普及促進、**小学校における35人学級**や高学年の教科担任制の推進、外部人材の活用を図るなど、GIGAスクール構想と連動した教育のハード・ソフト・人材の一体改革を推進する。

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

教育・研究環境のデジタル化の遅れや関連する社会課題への対応を加速するため、教育内容・制度の転換を迅速に図りつつ、科学技術・イノベーション政策を戦略的に推進する。

GIGAスクール構想や小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討するとともに、感染症により対面教育が困難な地域を含め、災害等が生じた場合にいつでもオンライン教育に移行できる態勢を年内に全国で整える。以上の進捗状況と今後の工程管理を年内に示し、教育の質の向上と学習環境の格差防止に取り組む。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

4. 「人」への投資の強化

(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

i) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

小学校35人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進めるとともに、小学校高学年における教科担任制の推進や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICTによる校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、**小学校高学年からの教科担任制を(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入**する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模(学級数)・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、**例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要**がある。

「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

（令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和4年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

（1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、**各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき**である。

※指導形態による教科担任制の4分類

- ・ 中学校並みの完全教科担任制
- ・ 特定教科における教科担任制
- ・ 学級担任間の授業交換
- ・ 学級担任とのTeam Teaching

（2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、**外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当**と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・ 系統的な学びの重要性、教科指導の専門性 [共通]
- ・ グローバル化の進展 [外国語]、STEAM教育の充実・強化 [理科・算数]
- ・ 子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保 [体育]

（3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、**①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。**

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

（4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、**学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。**

4. おわりに

- 当面は、**以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当**。対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育9年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,015億円
1兆5,164億円



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円 (+4,690人)
 - ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
 - ・教職員配置の見直し ▲6億円 (▲280人)
 - ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点¹を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)
※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人 (一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人 (養護教諭・栄養教諭等)

小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究 (別途計上)

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

<経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)>

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する… (略)。

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

新時代の学びへの変革のための小学校高学年の教科担任制導入

✓ デジタル社会やイノベーション時代において日本の国際競争力や産業競争力を維持するためには、インフラ整備や研究基盤の強化等を行うとともに、これらを実現するための、**STEAM*の素養やたくましく生き抜く力などを身につけた高度な人材輩出が必要**。

✓ 一方で、教師の業務が多忙を極める中（※）、これまで教員業務支援員や部活動指導員の配置、小学校35人学級等の教職員定数の改善、事例集の展開等の働き方改革の推進により、着実に勤務時間の減少に繋がっており、**更にこれを加速する必要があるが、この延長線上の取組のみでは、新たな学びへの転換のための抜本的取組は困難**。

（※）勤務時間が週あたり57.5時間（平成28年度教員勤務実態調査、法定勤務時間38.75時間）

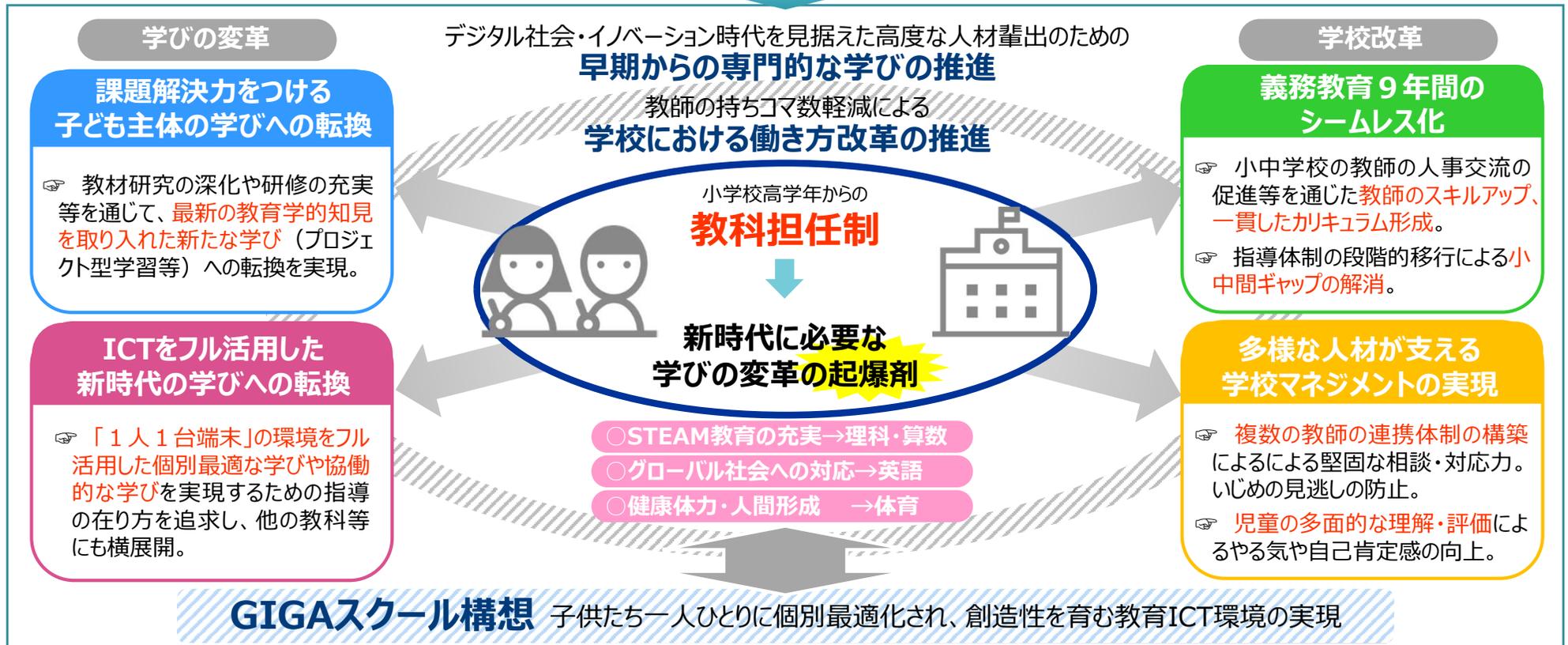
✓ このため、STEAM教育やグローバル教育等の観点からの、**義務教育9年間を見通した早期からの専門的な学びのための定数改善が必要**。

*科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による臨時一斉休業の影響を踏まえ、比較対象外。

※文部科学省調べ



7

教師の資質能力の向上等について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

<記録の範囲>

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

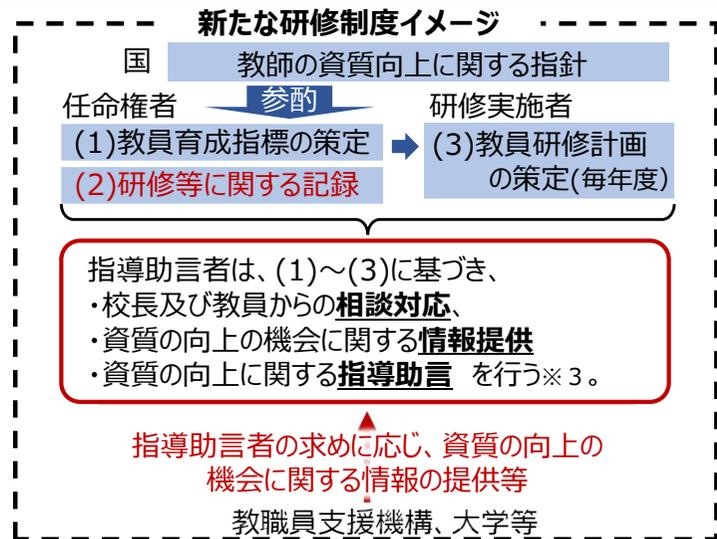
③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

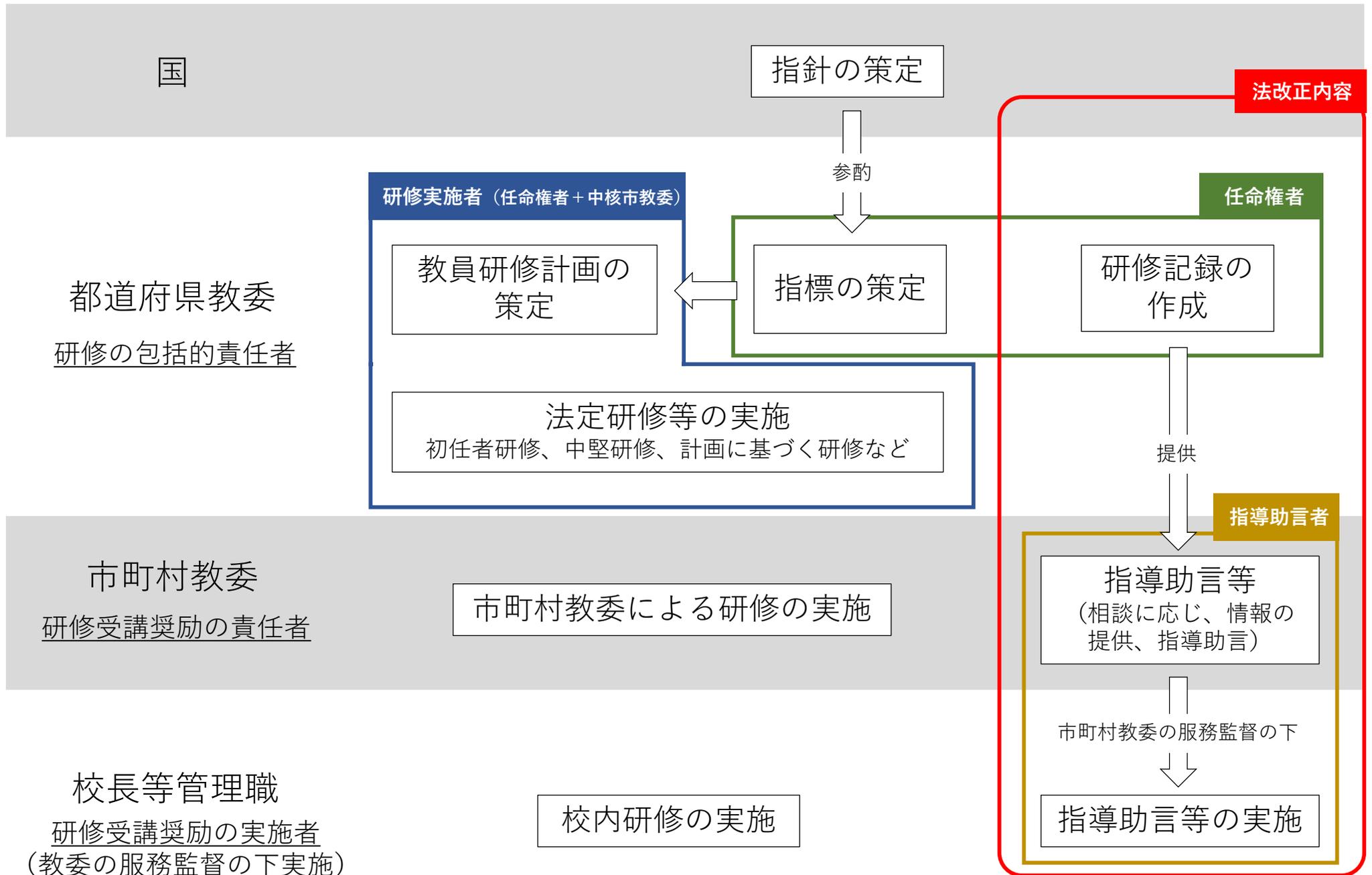
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

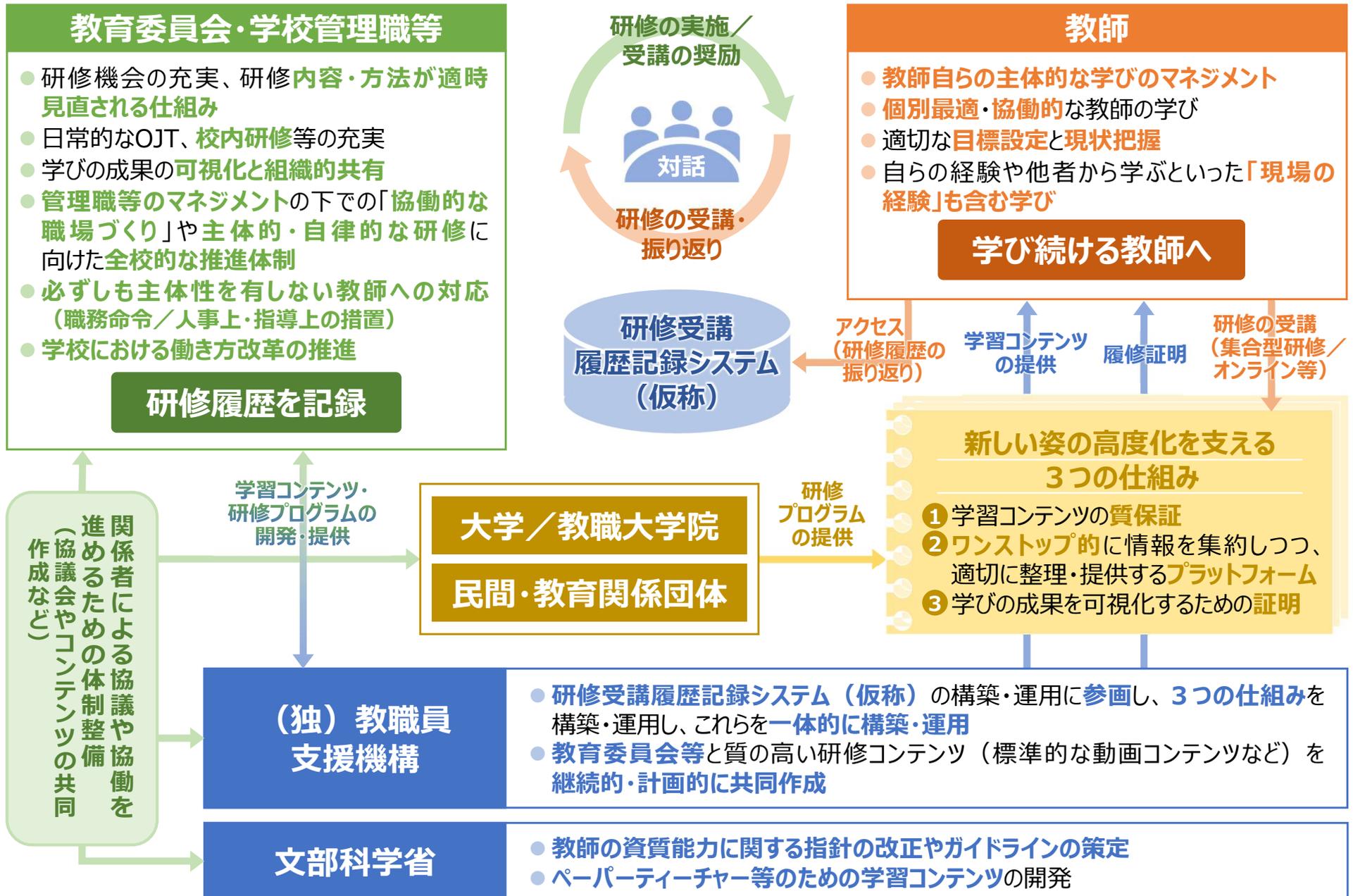
施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

新たな研修の仕組みにおける主体の整理（県費負担教職員の場合）



「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励と振り返りの流れ（イメージ）

国

教師の資質向上に関する指針

参酌

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（第6回）
（令和3年12月22日開催）資料

任命権者

教員育成指標の策定

教員研修計画の策定（毎年度）

教員研修計画には、研修受講履歴の記録・管理の目的・範囲・内容・方法、受講奨励の方法・時期等を記載

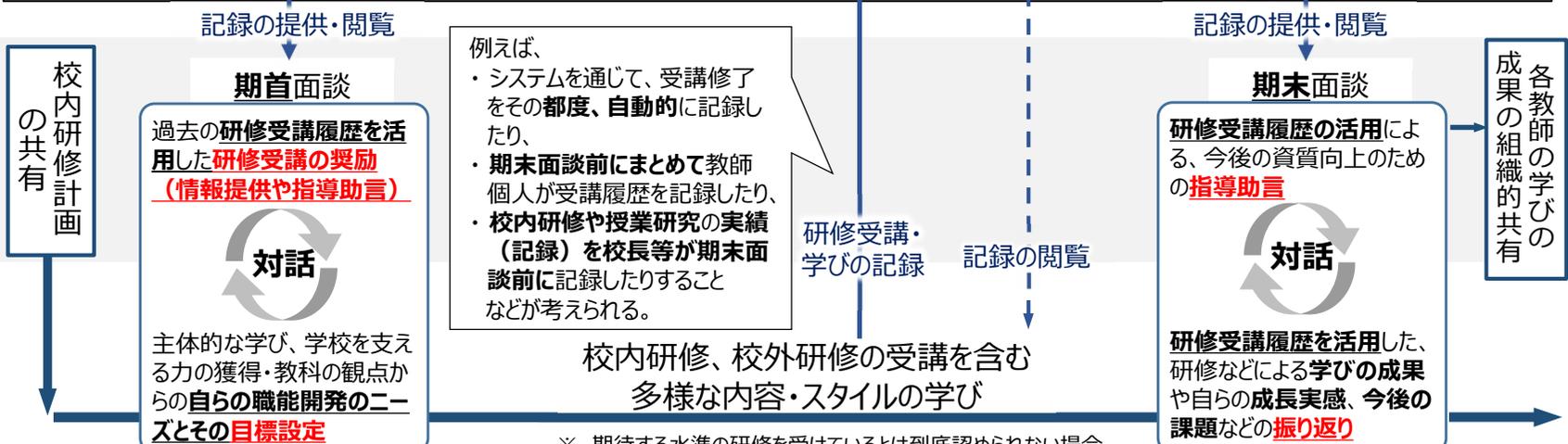
- ・受講履歴の記録の**範囲**：①任命権者実施研修・講習（法定研修や教育委員会が開設する免許法認定講習等）、大学院修学休業は必須
②職務研修や職専免研修など職務内容に関する研修は可能な限り記録
例：サービス監督権者、教職員支援機構、大学、民間等が主催する研修・講習／校内研修・研究等／過去分（免許状更新講習を含む）など
（校内研修など研修の態様によっては、学校内で記録・管理することも考えられる）
③任命権者の判断によって、①②以外の研修も含めた多様な学びを記録することも可能
- ・受講履歴の記録の**内容**：研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容、研修レポート等の成果物などから、研修の性質に応じて必須記録事項と記録が望ましい事項を規定
- ・受講履歴の記録の**方法**：システムへの入力 or 電子ファイルへの記入 or 研修カード（紙媒体）の作成 など
- ・受講履歴の記録の**時期**：（研修の態様によって）受講の都度 or 期末面談前 など
- ・**受講奨励の方法・時期**：例えば、人事評価の期首面談・期末面談の場を活用するなど各学校等に適した様々な機会を活用
※県費負担教職員の場合は、都道府県の計画を踏まえて、市町村が受講奨励の方法・時期等を定める

研修受講履歴の記録と管理（情報システムや電子ファイルなど） ※将来的に全国的なシステムの導入も考えられる

サービス監督権者

受講奨励の方法・時期等を定めた要項の策定（教育委員会と校長の役割分担など）

校長等



教師

※ 期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合（校内研修にも参加していない等）は職務命令による研修受講も考えられる（従わない場合、指導上・人事上の措置も）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
(令和3年11月15日)

◆**教員免許更新制度導入後の社会的変化**

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

◆**「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び**

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- **公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）**
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- **現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正**
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- **国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実**
- **教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発**

3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

- **研修履歴を管理する仕組みの高度化**
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- **新しい姿の高度化を支える3つの仕組み**
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- **教職員支援機構の果たすべき役割**
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

◆**「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制**

- 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、
- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
 - ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
 - ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
 - ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
 - ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。**

I. これまでの議論の整理

教師個人と学校組織

新たな教師の学びについて

学校管理職に求められる役割

多様な専門性を有する質の高い
教職員集団を構成する人材の育成

II. 検討の方向性

養成

教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し

教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用

教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進

採用

教職への志望動向に関する実態把握

人物重視の多面的な採用選考

教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方

効果的・効率的な教員採用選考試験の実施

社会人等の登用促進

特別免許状制度の改善、特別非常勤講師制度の改善、教員資格認定試験の見直し等

研修

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化

新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備

 「基本問題小委員会」において専門的な議論を深め、令和4年夏頃までを目途に一定の結論を得る

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂。**

令和3年5月11日改訂・公表

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②のいずれかに該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例) オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

(例) ・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

【その他】

(1) 各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知**を行うこと。

(2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

(3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

特別免許状の授与に係る運用実態調査及び都道府県教育委員会への依頼通知について

1. 特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）

＜調査時点における都道府県教育委員会の回答＞（単位：都道府県）

質問事項	はい	いいえ
特別免許状の授与基準を定めているか	43	4*
授与の基準について誰でも確認出来るようHPで公表しているか	6	37
特定の教科のみ特別免許状を授与するなどの限定的な運用をしているか	5	42
都道府県が自ら推薦状を発行し、特別免許状を授与した事例はあるか	28	19

* 授与基準を定めていない理由は、「国の指針に基づいて運用しているため（2件）」、「基準を定めると協議会が形式的になるため」、「事例が少なく基準を定めるのが困難なため」。

＜令和2年度の教育職員検定受付回数＞（単位：都道府県）

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

【主な問題点】

- ・ 未だに授与基準を整備していない都道府県がある
- ・ 特定の教科のみに限定した運用や受付時期を年1回に設定する運用がなされ、特別免許状の活用を望む市町村教育委員会や学校法人のニーズが実質的に制約されている
- ・ 多くの都道府県教育委員会において自ら推薦状を発行した事例がない

2. 「特別免許状授与の授与に係る教育職員検定等に関する通知」の改訂を踏まえた積極的な取組の依頼について（令和4年3月31日通知）

（都道府県教育委員会に対し、以下とおり更なる取組を依頼）

- 都道府県教育委員会においては、指針を踏まえ、次のことが求められること。
 - ・ 教科に関する実績や資格等を有する者に対して積極的に授与が行えるような基準の緩和
 - ・ 受付時期について申請を常時受け付ける等できるだけ迅速な手続につながる改善を図ること
 - ・ 審査基準を明確化し周知する等手続の透明化を図ること
 - ・ 特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行すること
 - ・ 既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮についての取組を行うこと
- こうした指針に示された在り方を踏まえつつ、**基準の策定や運用の見直し**により積極的な特別免許状の授与が行われるよう改めて取組を検討すること。

結果を踏まえ通知

教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について（R4. 4. 20事務連絡）

- 臨時的任用教員等の確保ができず学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生じる「教師不足」について、複数の教育委員会からの聞き取りによると、今年度も依然として厳しい状況が発生していると聞いているところ。
- 文部科学省としては、教師確保に向けた取組について情報収集・横展開を行うほか、学校における働き方改革、教職の魅力向上、計画的な教員採用の促進などの取組を総合的に進めていくこととしている。
- 令和4年4月20日には、各教育委員会において教師確保に向けた各種取組を進めていただく際に、教員免許状等について留意いただきたいことをまとめた事務連絡を发出。
- 令和4年4月22日には、本事務連絡の内容について、各教育委員会へのオンライン説明会を実施。

概要

1. 特別免許状の積極的な活用について

- 文部科学省においては、特別免許状の授与について、授与が高等学校や英語、看護といった教科に偏っていることや公立学校での授与が進んでいないことといった課題も見られたことを踏まえ、令和3年5月11日に「特定免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（以下、「指針」という。）を改訂したところ。
- 各教育委員会においては、同指針を踏まえ、博士号取得や、各種競技会、コンクール、展覧会等における実績、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者等に対して積極的に授与が行えるよう基準の緩和をすることに加え、当該基準や申請手続の周知、特別免許状を活用した教員採用実績（学校種・教科別）や採用計画（数値目標を含む）の公表等により特別免許状を活用した入職について透明化を図るなど、積極的に制度を活用してほしいこと。
- 特に小学校教諭の特別免許状の授与に当たっては、授与候補者の専門的な知識経験等に基づく複数教科の授与や、小学校高学年における教科担任制の推進を見据えた専科指導の対象教科（例えば、外国語、理科、算数及び体育）の授与についても、積極的に検討をお願いしたいこと。

2. 臨時免許状の適切な授与について

- 深刻化している小学校における教師不足への対応として、中学校教諭の普通免許状を所持する者に小学校の臨時免許状を授与する、過去免許状を取得したものの免許状の未更新により免許状が失効又は休眠状態となっている者に臨時免許状を授与することなどが考えられるところであり、当該免許状の趣旨を踏まえつつ、適切に対応いただきたいこと。
- 申請から授与までの手続が速やかに処理されるよう、提出書類の効率化なども含め、改めて授与手続の迅速化に向けた検討をお願いしたいこと。

3. 教職経験のない者を採用する際の研修について

- 特別免許状・臨時免許状をもって採用される者については、一般的に教職に関する知識・技能に通じていないことが想定されることから、採用前後に、必要な研修を実施したり、促したりすることが考えられること。このような教職経験のない者を採用する各都道府県・指定都市教育委員会等においては、独立行政法人教職員支援機構が提供しているオンデマンド研修動画「校内研修シリーズ」等の活用も含め、適切な研修を企画・実施するようお願いしたいこと。
- 文部科学省では、令和4年度予算において、教員免許状を保有するものの、教職には就いていない者（いわゆるペーパーティーチャー）や、特別免許状をもって採用される者に対し、円滑な入職を支援するオンライン研修コンテンツの開発するための経費を計上しているところであり、事業の進捗を踏まえつつ、適時情報提供すること。

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、法の施行日を**令和4年4月1日**とする政令を公布。（※データベース関係の規定は、法の公布の日から起算して二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること
 - ②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること
 - ③児童ポルノ法違反、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・都道府県教委に設置
 - ・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

1. はじめに（抄）

- 本来、児童生徒等を守り育てる立場にある**教育職員等**が、**児童生徒等**に対し「**魂の殺人**」とも呼ばれる**性暴力等**を行うことは、**言語道断**である。しかし、**児童生徒性暴力等**に当たる行為により**懲戒免職等**を受ける**教育職員等**は後を絶たず、なかには、**教師**という**権威と信頼**を悪用し、**被害児童生徒等**が**自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケース**など、人として到底許されない事件も見受けられ、**事態は極めて深刻な状況**にある。加えて、一部の**教育職員等**による加害行為により、**児童生徒等**が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、**大多数の教育職員等の社会的な尊厳**が毀損されることはあってはならない。
- こうした状況を受け、第204回国会において、「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が**5派共同提案**により提出され、**衆参全会一致で成立**した。本法により、**教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反**とされたほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定**が初めて整備された。
- **今もまさに被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法の施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない**。「社会の宝」である子供を**児童生徒性暴力等**から守り抜くことは、**全ての大人の責任**であり、**社会全体に課された課題**である。**文部科学省**はもとより、**学校、教育委員会、学校法人、警察等の関係者は**、法の基本理念を十分に理解し、**児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意**で、**あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある**。本基本指針は、こうした認識の下、**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進**するために策定するものである。

2. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応 関係

- **教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見**のため、**学校の設置者及びその学校において定期的なアンケート調査等**を実施。また、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等**を活用した**教育相談体制を整備**。
- **教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校・学校の設置者・所轄の警察署で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、**被害児童生徒等に必要な保護・支援**を実施。（被害児童生徒等を徹底して守り抜く。悪しき仲間意識等から必要な対応を行わないことがあってはならない。）
- **学校の設置者は、初期段階から事案の対処のために積極的に対応**。専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう**事実確認の調査**を実施し、**懲戒処分等の厳正な対処**につなげる。

3. データベース 関係

- 任命権者等においてデータベースが適切かつ有効に活用されるよう、国は、具体的な運用マニュアルを作成・周知。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、当該者の情報をデータベースに迅速に記録。また、データベースに記録する情報の期間は、**当面、少なくとも40年間分**の記録を蓄積。
- 免許管理者は、**法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報についても、データベースに記録。**
- **データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施。**

4. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当。**
- 免許状の再授与が適当であることの**証明責任は申請者自身**にあり、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出。
- 再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決。**

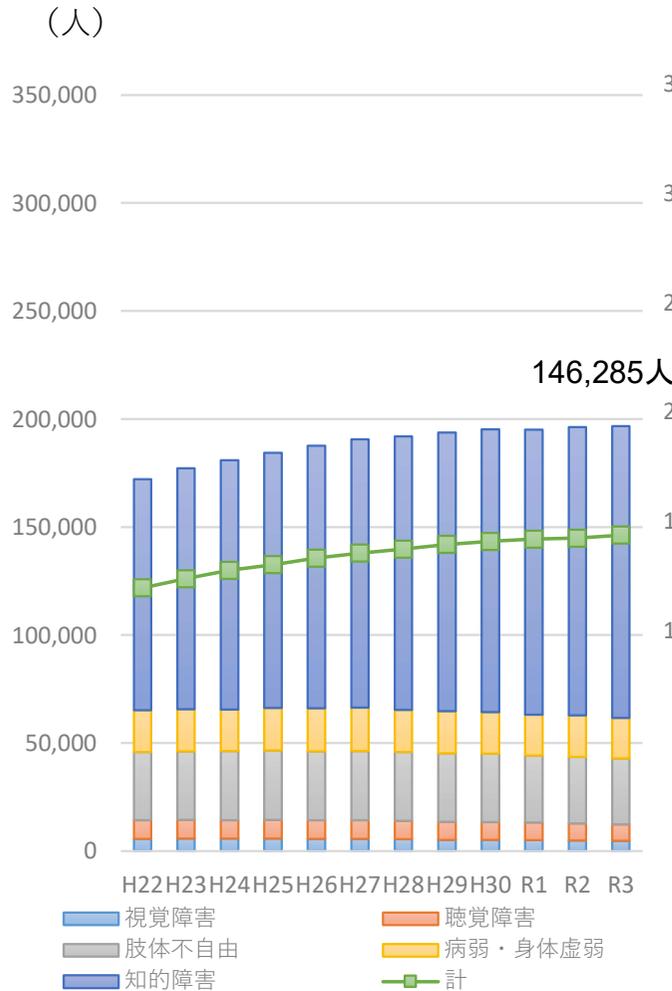
※ 文部科学省は、再授与審査に関して**全国で統一的な運用**を図るため、

- ① **再授与審査の基本的な考え方、再授与が不適当と考えられる例、主な考慮要素や提出書類例**を基本指針において示すとともに、
- ② **職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有**や**専門家の共通理解**を図る取組等、必要な支援を実施。

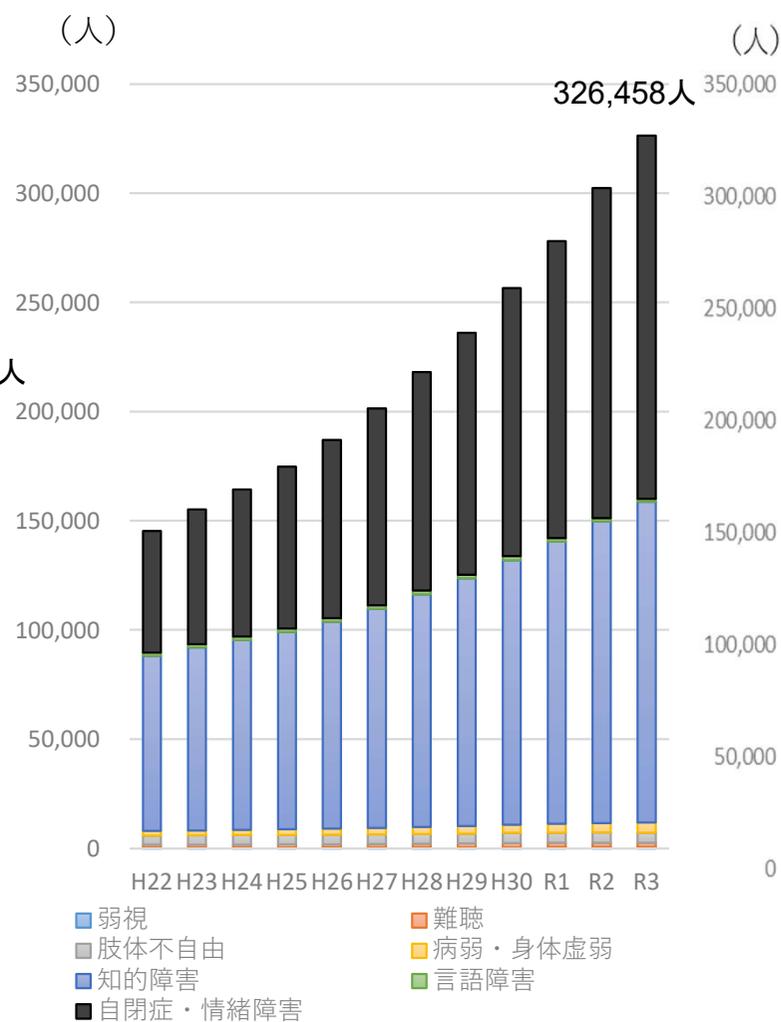
特別支援教育の対象となる子供の数の推移

◆ 少子化により子供が減少（H23:1,054万人⇒R3:961万人）する一方で、特別支援教育の対象となる子供の数は年々増加。特に、**特別支援学級の在籍者数の増加**が顕著。

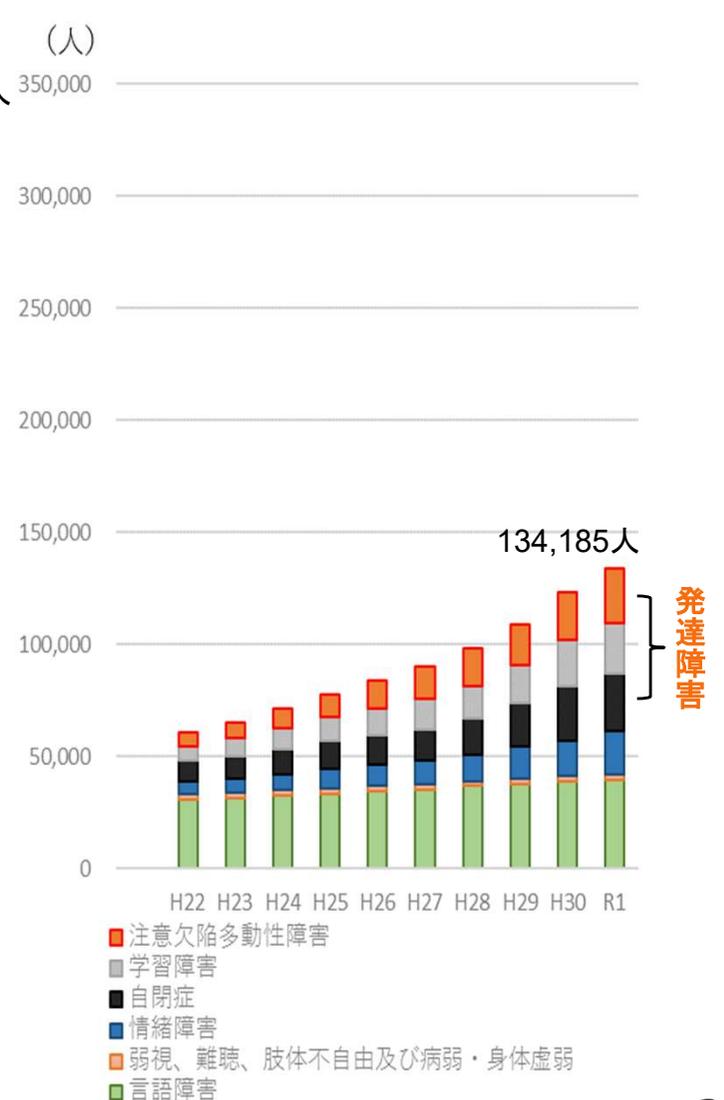
特別支援学校の在籍者数



特別支援学級の在籍者数



通級による指導の対象者数



※子供の数(H23:1,054万人⇒R3:961万人)は、義務教育段階の合計。

※特別支援学校は、複数の障害種を対象としている学校はそれぞれの障害種に重複してカウントしている。

校長の特別支援教育に関わる教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%（令和3年度）。
※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は82.3%（令和2年度時点）。

○令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級指導教室を設置する小・中学校の校長

※全特協の各地区理事を通じて約10%の抽出

調査結果①：校種別の回答学校数（単位：校）※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,160(約68%)	521(約31%)	17(約1%)	1,698

調査結果②：校長自身の特別支援教育にかかわる教職経験（単位：%）

	通級による指導での教職経験有	特別支援学級での教職経験有	特別支援学校での教職経験有	特別支援学級等での教職経験無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0%	17.6%	5.9%	82.4%

（出典）令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
（全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和4年1月）

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■ 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■ 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典) 「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
 - ・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方**
- (3) **その他関連事項**



教職課程コアカリキュラムWGと連携

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール	
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム（素案）の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
4月/5月 （予定）	パブリックコメント等
6月 （予定）	第7回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年3月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職



中堅（10年目～）

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④研修（校外）による専門性向上

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

- 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- 任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。
- 特別支援学級への担任配置にあたり、
 - 一特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合
 - 一教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合
 - 一特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、
校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任を持って特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。
- 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任
- 、
通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込

IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

2. 特別支援学級、通級による支援を担当する教師

(採用、配置の在り方)

○教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、**特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮**(採用選考における加点等)すること。

(略)

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

○全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。

(略)

○国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

○各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた**特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合**においては、原則、

①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である

とともに、

②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者

に限ること。

○国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作

V.各関係者に求められる具体的方向性

2. 教育委員会

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

○任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等)も含めて総合的に考慮することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。

○教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。

(略) 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば

単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

○大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

(略)

VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】(略)

【任命権者】(略)

【国】

○大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。

○本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

についての通知 (令和4年3月31日付 文部科学省初等中等教育局長・文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和3年12月21日に公表した「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とする。
- ✓ 同通知も踏まえ、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進。

(通知より引用)

第2 教職員人事に関する各種施策

2. 校長・副校長・教頭の登用状況等

(略)

また、管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考とすること。

(略)

第3 その他の人事施策等

5. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成

各教育委員会においては、上述の「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」も踏まえ、教師の採用段階において特別支援教育に係る経験を考慮するとともに、採用後、早期の段階から全ての教師が特別支援教育の知見や経験をj得るための人事上の措置を講ずるよう努めるなどして、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やすための取組を促進すること。

8

学校における働き方改革について

平成28年度教員勤務実態調査の結果概要

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)

○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日 (教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19	0:19	±0:00	0:21	0:21	±0:00
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04	0:04	±0:00	0:06	0:06	±0:00
事務(調査回答)	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日 (教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:07	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	+0:00
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:00	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02	0:02	±0:00	0:02	0:02	±0:00
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査について（概要）

調査 目的・趣旨

平成28年度から調査を開始し、平成31年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことが目的

教職員の勤務実態の把握

【時間外勤務の具体の状況】

主に4月～8月の在校等時間等の分布状況を調査

平成30年度以降、概ね改善傾向にある一方、依然として長時間勤務の教職員も多い状況

※「時間外勤務月45時間以下」の割合（令和元年度との比較）
小学校：約2～16%程度増加 中学校：約4～14%程度増加

【勤務実態の把握の具体的方法】

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握しているかを調査

都道府県100%、政令市100%、市区町村約86%に至るも、実施していない市区町村約14%（325市区町村）のうち、約半分（165市区町村）は「開始予定なし」となっている状況

改正給特法の施行を踏まえた対応状況

- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

・ 上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済
・ 選択的に活用できる1年単位の変形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の1/4で整備見込み

具体の取組の実施状況

- 中央教育審議会答申で示した学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」等の26の取組について実施状況を調査

（学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等 （事務職員等）	⑨ 給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等）
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等）	⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃 （輪番、地域ボランティア等）	⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動（部活動指導員等）	⑫ 学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等）
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬ 進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

- ・ 部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの活用等、進んでいる項目も多い
- ・ 放課後から夜間等における見回り等の基本的には学校以外が担う業務等について、一層実施を促進することが必要

- ICTを活用した校務効率化や教員業務支援員等の活用状況について詳細や事例を掲載

調査 内容・結果

令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (令和4年1月28日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局長通知)【概要】

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として取り組むべき事項等について通知**するもの。

※本調査に関連した通知の発出は初めての対応

各自治体別に公表されている調査結果や他の自治体の取組状況の分析等により、各教育委員会において、**十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用**

①勤務時間管理の徹底等について

- 指針^(※)を踏まえた**在校等時間の適切な管理の徹底**
- 地方公共団体の**条例や規則への上限方針の可及的速やかな反映**
- 未対応の一部市区町村におけるICTの活用やタイムカード等による**客観的な在校等時間の把握の徹底**

等

※上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進**
- **定量的な独自の目標等の設定、働き方改革に係る取組の検証・改善・公表の促進**
- **働き方改革又は業務改善に関する業務改善方針や計画等の策定の促進**

等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「**3分類**」^(※)に係る**取組の積極的な実施の促進**
- **業務の「3分類」への仕分けと学校・教師以外の者への積極的な移行の促進**
- 「全国の学校における働き方改革事例集」の活用
- 支援スタッフの活用にあたっての**学校管理職のマネジメント等の促進**

等

※学校・教師が担う業務に係る「3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専任スタッフとの連携・協力等)

④学校行事の精選や見直し等について

- 教育活動としての意義を踏まえつつ、
 - ・ 学校行事の種類^(※)ごとに、**行事及びその内容を重点化**
 - ・ 各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど**精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施**
- 新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、**学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進**
- 地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討

等

※儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事

⑤ICTを活用した校務効率化について

- **教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

⑥教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について

- 教員業務支援員の一層の**配置促進**
- 消毒作業等に止まらない**多様な業務への従事による効果的・効率的な活用の促進**
- **調査結果を勘案した教員業務支援員に係る補助金の配分**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

⑦部活動について

- 部活動指導員の一層の**配置促進**
- 部活動指導員による**単独指導、単独引率、顧問発令の促進**
- **調査結果を勘案した部活動指導員に係る補助金の配分**
- **地域部活動に係る兼職・兼業への対応**

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

- 小学校：月約59時間、年約700時間
 中学校：月約81時間、年約1,000時間

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議において、地域における受け皿の整備方策等について検討

教員免許更新制の発展的解消等

- 現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた法案の提出
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表**
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」について



「全国の学校における働き方改革事例集」を全体的に改訂し、令和4年2月に公開。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集を組み、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も併せて公開。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例を削減時間目安とともに紹介。トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介。

■ Part1



■ ドキュメンタリー映像は以下のQRコードから



ゼロから始める！ICTを活用した校務効率化

【小学校編】



教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ

【中学校編】



見せます！
教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ



■ Part2



■ Part3



※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

Part2では、分野別の取組事例とともに、約60の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教員業務支援員の有効活用のためのコラムなどもイラストで紹介。

Part3では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。



令和4年度 公立小学校・中学校等教員勤務実態調査【概要】

1. 調査の背景

平成31年1月の中央教育審議会答申※1において、働き方改革の取組の進展を把握すべく、平成28年度教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべきとされていることや、令和元年給特法案に対する附帯決議※2においても、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、給特法の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められている。

令和4年度に公立小学校・中学校等教員勤務実態調査を実施

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

※2 附帯決議 抜粋 令和元年12月3日参議院文教科学委員会

十二、 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

2. 調査概要

対象：小学校、中学校、高等学校

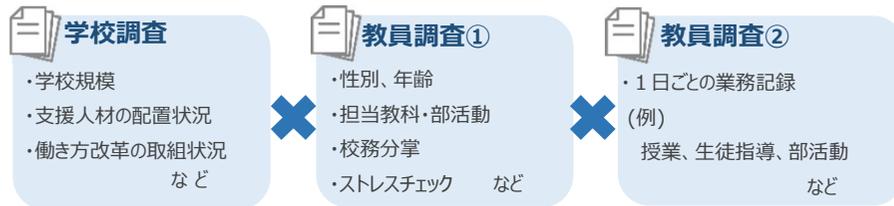
期間：8月・10月・11月のうちの連続する7日間

規模：小中計 2,400校程度 とする方向で検討中

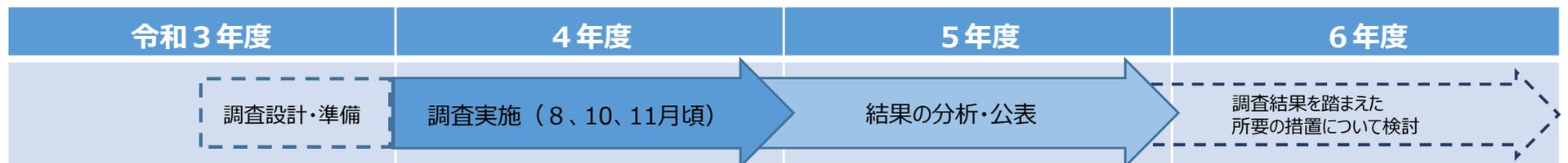
小学校 1,200校程度（400校×3月）、教員30,000人程度
中学校 1,200校程度（400校×3月）、教員30,000人程度

※ 高等学校は、各月100校程度、教員 約15,000人程度とする方向で検討中。

方法：各学校の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握



4. 実施スケジュール



9

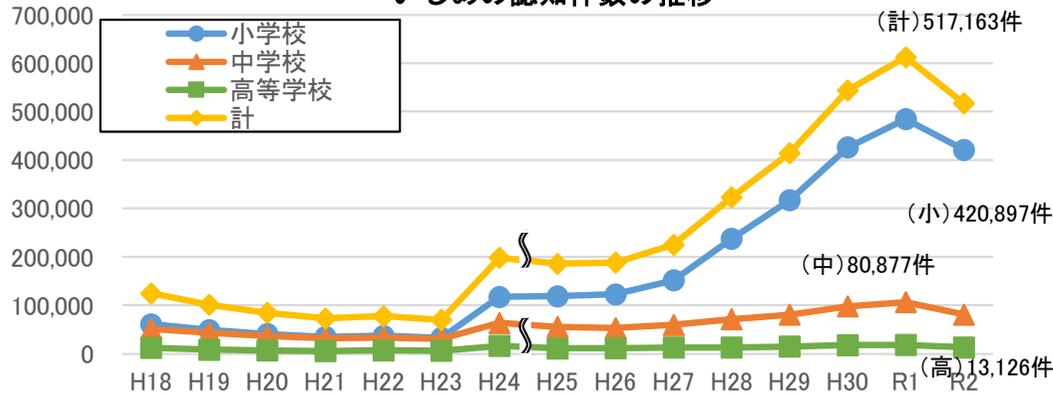
いじめ・不登校支援・児童虐待対応等
について

いじめ対策について

◆ いじめの現状

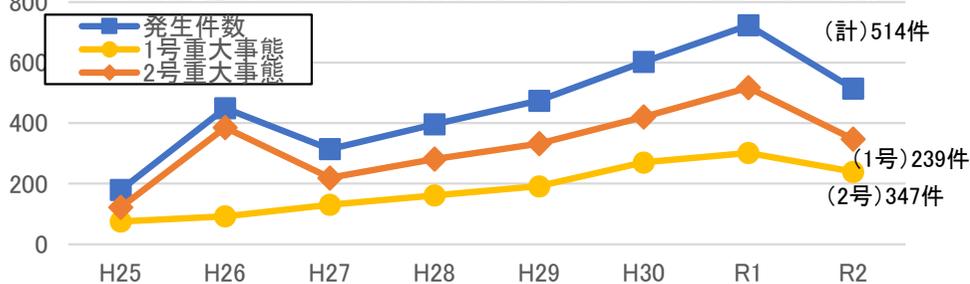
いじめは決して許されないことだが、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。

いじめの認知件数の推移



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。

「重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条)の発生件数の推移



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

- (1) 国が実施すべきこと
→ 基本方針の策定、組織の設置等
- (2) 地方公共団体が実施すべきこと
→ 基本方針の策定、組織の設置等
- (3) 学校が実施すべきこと(①～③は義務)
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめ防止対策のための組織の設置
 - ③ いじめに対する措置(いじめの事実の確認等)

2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法等の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の開催
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備
- 道徳の特別の教科化などによる道徳教育の充実
- 警察等の関係機関・関係団体との連携強化
- 教育委員会制度の改革
(教育長を第一義的な責任者とし、いじめ等へ迅速に対応)

いじめ防止対策協議会（令和3年度）

いじめ防止対策協議会 … 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和2年度はコロナ禍の影響により開催せず。

背景

いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ⇨ 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
 - ⇨ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。
 - ⇨ 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
 - ⇨ 関係する児童生徒や保護者に対し、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の説明が不足している。
- ➔ **学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題**が指摘。

目的

- ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、**学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に係る困り感の解消**を目指す。

主な協議事項

- **重大事態調査における初期対応**
- **委員の人選・人材の確保**
- **被害児童生徒及び保護者等への対応**

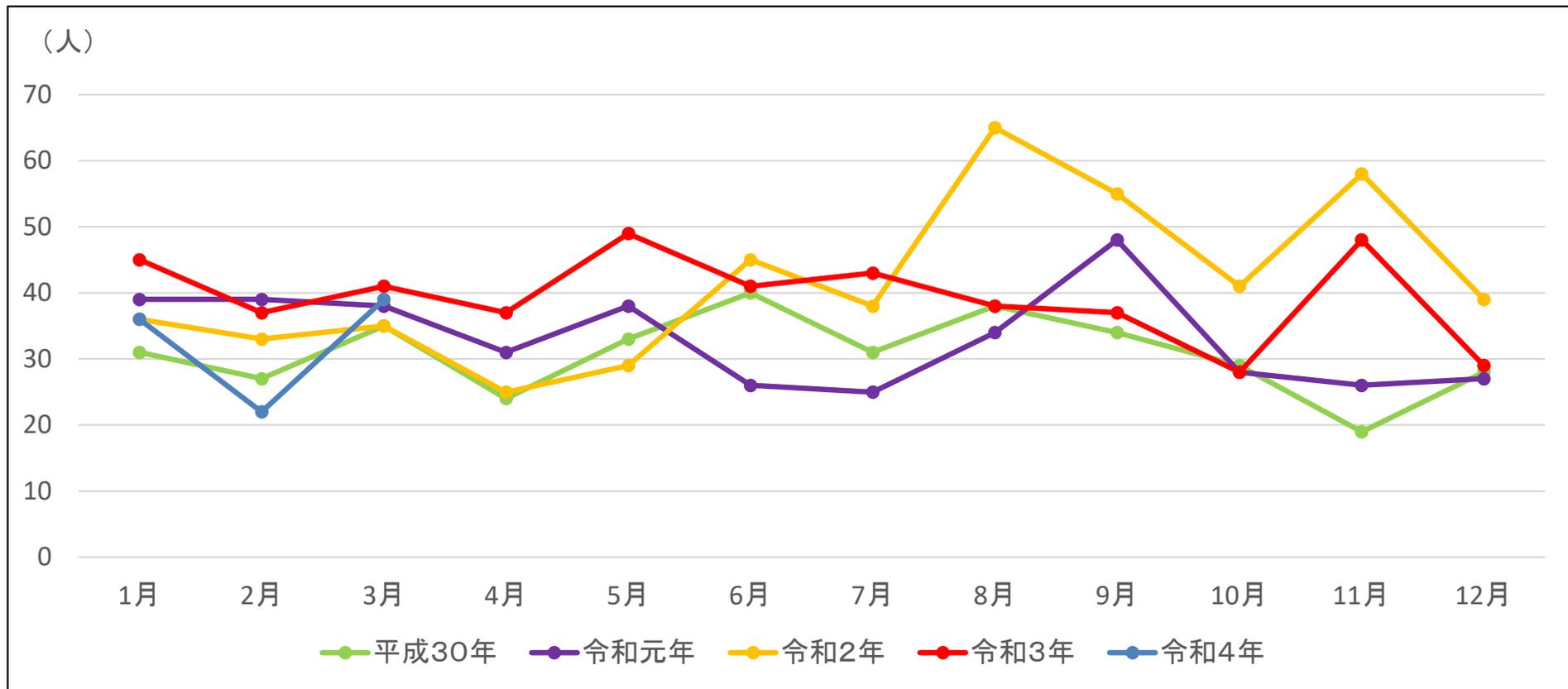
※実態把握のため、**アンケート調査や関係者へのヒアリング**を実施。

（主なアンケート項目：重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・予算)、調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援等）

開催状況

- 第1回 (R3.11.22)
 - ・いじめの現状について
 - ・協議事項、アンケート案 (ほか)
- 第2回 (R3.12.17)
 - ・関係者へのヒアリング
村山委員 (日本弁護士連合会推薦)
- 第3回 (R4.1.31)
 - ・関係者へのヒアリング
森田志保氏 (NPO団体代表)
- 第4回 (R4.2.21)
 - ・アンケート調査結果の公表
- 第5回 (R4.3.9)
 - ・令和3年度の議論のまとめ (案)

児童生徒の月別自殺者数[推移]



(人)

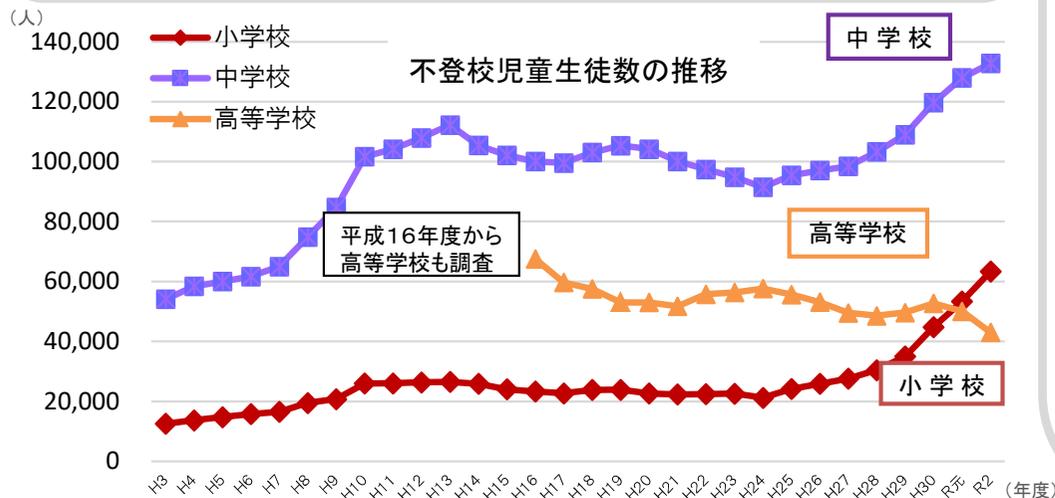
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	36	22	39										97

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 63,350人（100人に1人）、中学校 132,777人（24人に1人）、高等学校 43,051人（72人に1人）となっており、合計で、239,178人（前年度 231,372人）となっている。



◆ 不登校児童生徒への主な支援

・教育支援センター(適応指導教室)の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター(適応指導教室)」の設置を推進 (R2:1,579施設(R1:1,527施設))

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化(不登校特例校)

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

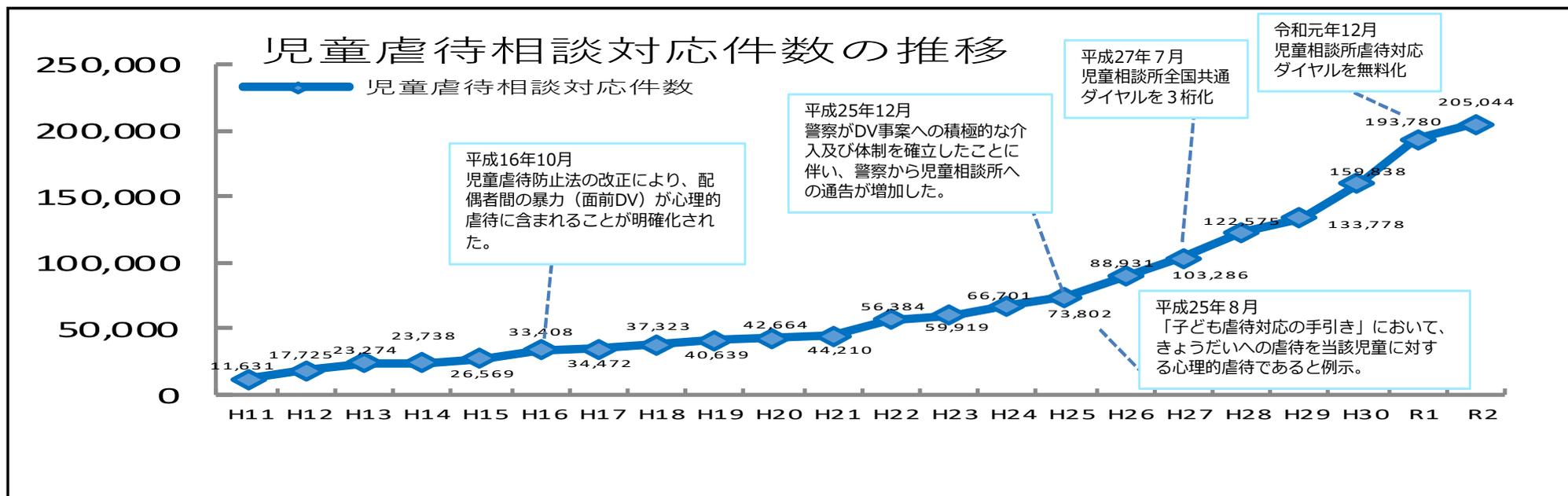
・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)を適用

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（59.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（24.4%）。
- 相談経路は、警察等（51%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2年度	14,093 (7%) (+933)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,265 (4%) (-625)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,979 (1%) (+108)	103,625 (51%) (+7,152)	14,676 (7%) (-152)	25,108 (12%) (+1,254)	205,044 (100%) (+11,264)

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化についてを踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)
学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

➡ 平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

1. 改正法の内容について

(1) 親権者等による体罰の禁止 (令和2年4月1日施行)

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第14条第1項関係)

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に

規定する厚生労働省令で定める者(小規模住居型児童養育事業における養育者)及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。(児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係)

(2) 連携強化すべき関係機関の明確化 (令和2年4月1日施行)

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示とし、

関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。 (虐待防止法第4条第1項関係)

(3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 (令和2年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。 (虐待防止法第5条第1項関係)

(4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 (令和2年4月1日施行)

① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。 (虐待防止法第5条第3項関係)

② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。 (虐待防止法第5条第4項関係)

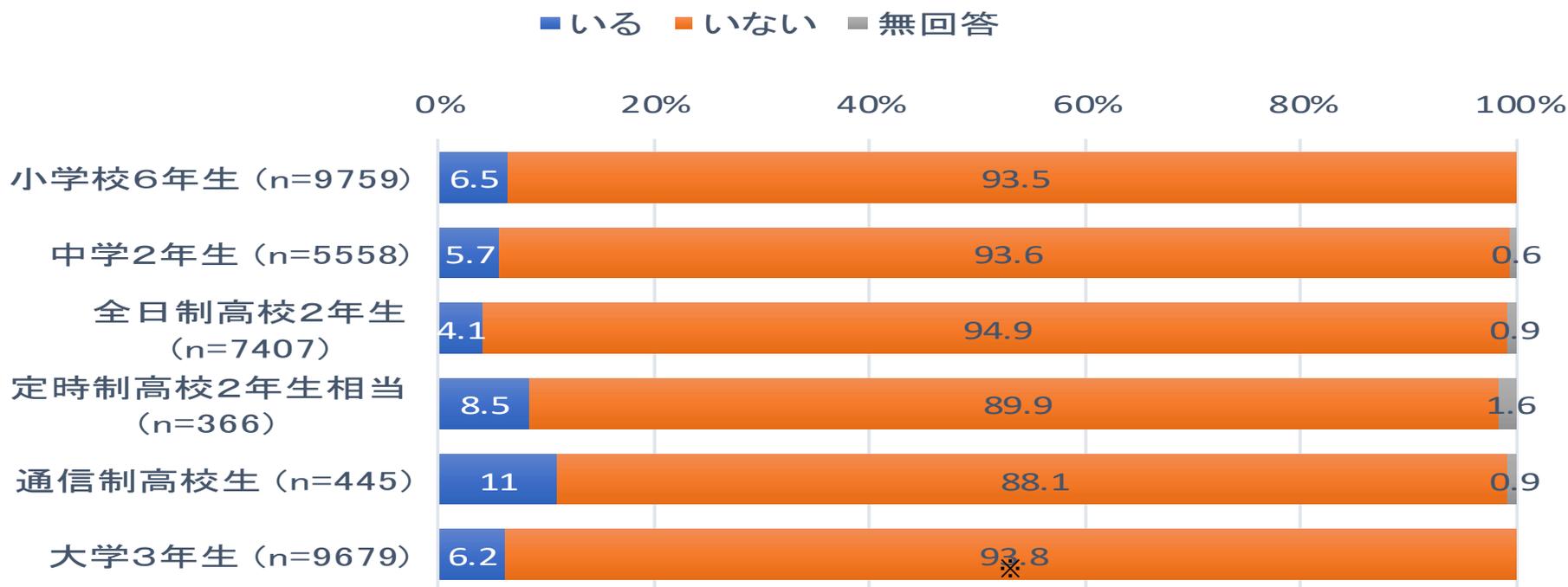
(5) 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 (令和2年4月1日施行)

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。 (児童福祉法第25条の3第2項関係)

ヤングケアラーに関する小中高大生調査結果

※ ヤングケアラーとは、法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

- 小中高大生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%、大学3年生で6.2%。



※通信制高校生について、本設問は18歳以下、19歳以上の年齢別に聞いており、年齢の設問に無回答であった1名は回答の対象外となっている。
 ※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。19歳以上は「いた(現在はお世話をしていない)」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。
 ※大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

注: 本事業は厚生労働省の補助を受け、株式会社日本総合研究所が実施。実施に当たっては、学識経験者や自治体関係者等による検討委員会を設置。
 文部科学省もオブザーバーとして検討に参加するなど、連携して実施。

ヤングケアラーに関する文部科学省の取組について

1. 早期発見に向けた研修等の実施

- ヤングケアラーの概念について周知し、**関係機関と連携した適切な対応を依頼**するとともに、ヤングケアラーの早期発見のための**アセスメントシート**を周知(令和2年10月以降の生徒指導担当者会議等)。
- コロナ禍における心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等を通知する際に、**ヤングケアラーへの支援について周知**(令和2年6月14日事務連絡)。
- 福祉部局と教育委員会の合同による**教職員への研修の実施**や、ヤングケアラーに関する**啓発資料を活用した教育現場への周知**について、教育委員会に依頼(令和4年1月26日事務連絡等)。

2. 支援に向けた教育相談体制の充実

- 学校において把握したヤングケアラーを福祉的な支援につなげるため、**令和4年度予算において、ヤングケアラーを含む課題に対応するためのスクールソーシャルワーカーを、全中学校区(10,000中学校区)週1回3時間の基礎配置に加え、貧困対策等の重点配置を充実**。
- 支援の質の向上を図るため、スクールソーシャルワーカー等が**ヤングケアラーを支援した事例を収集**し、各教育委員会等に周知(HPに掲載し、毎年更新)。

3. 厚生労働省との連携

- **厚生労働省・文部科学省の連携PT**において、関係機関の連携による支援の促進に向けた方策に係る検討をし、結果を取りまとめ(令和3年5月)。
- 昨年度実施した中学生・高校生対象の調査に加え、本年度は**小学生・大学生向けの調査や、関係機関の連携マニュアルの作成**において、文部科学省もオブザーバーとして厚生労働省の検討に参加。**調査結果やマニュアルについて、教育委員会へ周知**(令和4年4月22日事務連絡)。

※ヤングケアラーとは

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒を指す。

学校におけるヤングケアラーへの対応

✓ 早期発見

- 担任教諭・養護教諭等による日常の観察・アセスメントシートの活用
- 最近、学校を休みがちだな・・・
- 精神的に不安定になっていないかな・・・
- 保護者面談のときに家庭での様子を聞いてみよう



- 児童生徒へのヤングケアラーについての周知・啓発
- ヤングケアラーという言葉があるんだ
- 身近にも悩んでいる友達がいるかもしれない
- 家族のお世話がしんどいときは、周りの人に相談していいんだ



✓ チームとしての対応

- 校内の職員会議や教育相談委員会における情報共有を通じた、チーム学校としての対応
- 管理職や学年主任による組織的対応
- スクールカウンセラーによる心理的な支援



- スクールソーシャルワーカーを中心とした校内ケース会議や福祉部局への連絡・調整
- 担任教諭と家庭訪問し、保護者に福祉的支援を紹介
- 福祉部局とケース会議を実施



✓ 福祉部局との連携

- 関係機関による支援
- 家族へのケアに係る負担軽減に向けた関係機関による支援へ



ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート

別添1

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

0. 子ども本人の基本情報

性別 男 女 その他 ()
年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	②教育を受ける権利	③子どもらしく過ごせる権利
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない ★ <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★ <input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする） ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている） <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★ <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★ <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い ★ <input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持っていくことが多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い <input type="checkbox"/> クラスメイトとのかがわりが薄い、ひとりていることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している ★ <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている ★ <input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある ★ <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの迷惑をしている姿を見かける ★ (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい () 人	<input type="checkbox"/> その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 特にない	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障害がある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患（疑い含む）がある	<input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	<input type="checkbox"/> その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 特にしていない	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な支援*	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳（日本語・手話）	<input type="checkbox"/> その他 ()

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	
<input type="checkbox"/> 母親	<input type="checkbox"/> 父親
<input type="checkbox"/> 祖母	<input type="checkbox"/> 祖父
<input type="checkbox"/> きょうだい	<input type="checkbox"/> 家族全体
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>
②子ども自身がサポートに関与している時間	
1日	時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か：
<input type="checkbox"/> いない	

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
<input type="checkbox"/> 認識している	
<input type="checkbox"/> 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
<input type="checkbox"/> 話せている	→ 誰に：
<input type="checkbox"/> 話せていない	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
<input type="checkbox"/> いる	→ 誰か：
<input type="checkbox"/> いない	
④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か話したい
今、話を聞きたい
Noizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもたらした
189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含め
て24時間いじめ等の悩みを相談することができる
よう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として電話
をかけた**所在地の教育委員会の相談機関**に接続
される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初児生第7号
令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では，通常の長期休業とは異なり，教育活動の再開の時期が不確定であることなどから，児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり，感染防止対策を徹底した上で，児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

1 児童生徒の自殺予防について

- 児童生徒及び保護者との連絡を密にし，児童生徒の心身の状況の変化や違和感に注意し，自殺を企図する兆候がみられた場合，特定の教職員で抱え込まず，関係教職員・機関等と連携するとともに，アンケート調査や個人面談等による早期発見・早期対応を組織的に行うこと。
- 保護者に対し，家庭での児童生徒の見守りを促すとともに，学校の相談窓口や各種相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を周知すること。
- インターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見するため，教育活動の再開前後で，ネットパトロールを集中的に実施するとともに，警察と連携するなどして児童生徒の生命や身体を確保すること。

2 児童生徒の不登校について

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により，学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童生徒や，保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれる。
- 健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など，新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組むこと。
- 子供たちの「学びの保障」のための取組方針について，児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い，学習に対する不安を軽減すること。

3 児童虐待について

- 先が見通せないことによる不安やストレス等に加え，臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し，周囲の目が届きにくくなることから，児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念される。
- 健康観察や健康診断等の実施，児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査を行う等により，児童生徒等の状況を的確に把握し，スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげること。
- 教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は，特定の教職員で抱え込まず，直ちに校長等の管理職に相談・報告し，管理職のリーダーシップのもと，関係教職員がチームとして組織的に対応すること。

4 児童生徒に対する差別や偏見について

- 新型コロナウイルス感染症に関連し，差別や偏見につながるような行為は断じて許されるものではなく，当該感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うなど，生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。
- アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努め，学級担任や養護教諭等を中心とした健康観察や健康相談の実施等により児童生徒の状況を的確に把握し，心の健康問題に適切に対応すること。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（同上）を適宜周知すること。